



SDGs 未来都市

富田林

ACT FOR 2030

第6期富田林市障がい福祉計画

第2期富田林市障がい児福祉計画

(素案)

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

令和3年■月

富田林市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
第2章 障がい者(児)を取り巻く状況	5
1 障がい者(児)の状況	5
2 障がい者(児)に対するアンケート調査結果	12
3 障がい者相談支援事業所に対する調査結果	23
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 計画の基本理念	24
2 本計画の取り組みの考え方	24
第4章 第6期障がい福祉計画	25
1 計画の目標と実現に向けた取り組み	25
2 障がい福祉サービスの計画値	35
3 障がい福祉サービスの提供体制等について	64
第5章 第2期障がい児福祉計画	65
1 計画の目標と実現に向けた取り組み	65
2 障がい児通所支援等の計画値	69
3 障がい児通所支援等の提供体制等について	71
第6章 計画の推進	72
1 国・大阪府・近隣市町村との連携	72
2 関係団体・市民・事業者との連携	72
3 障がい者虐待の防止	72
4 点検及び評価の考え方	73
資料編	74

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がい者を取り巻く環境は、平成28年施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の制定をはじめ、「発達障害者支援法」の改正など法令面の整備により障がい者施策の充実が図られています。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」の改正により新たなサービスが追加されるなど、介護等の面においても制度の拡充が進められています。

それでも、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自ら望む地域生活を送ることができ「地域共生社会」の実現に向けては、介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援に加え、精神障がい者の地域における包括的な支援、医療的ケア児や発達障がい児、難病患者への支援などについて、より一層の充実が求められるなど課題も残されています。また、スポーツ・文化芸術活動への参加や読書など、生活の質を上げるための活動のほか、移動や情報取得等におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインについても同様に、利用者にとって十分ではない部分があります。

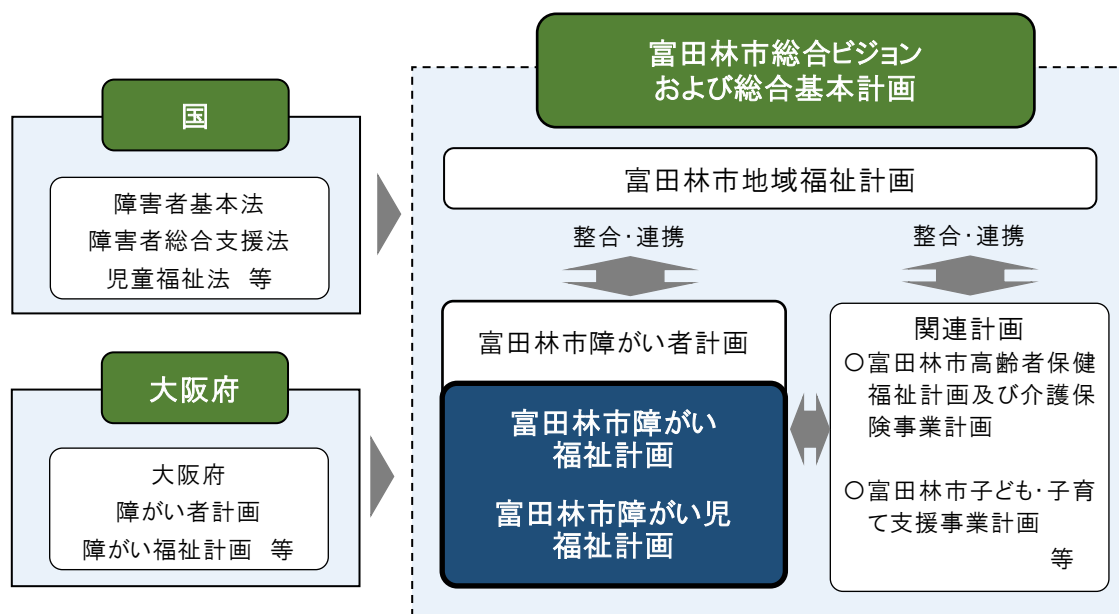
本市においては、これらの課題を解消しながら地域共生社会を実現していくため、平成30年3月に「第5期富田林市障がい福祉計画・第1期富田林市障がい児福祉計画」（以下、「前期計画」という。）を策定し、必要とされる障がい福祉サービスや地域生活支援事業等が提供されるよう取り組みを進めてきました。しかし、同計画が令和3年3月をもって期間を満了することから、これまでの取り組みの実績や成果、障がい者の現状等を再確認し、それらを踏まえて令和3年度から令和5年度の3年間についてサービスの必要量を見込むとともに、その提供体制を確保等するため「第6期富田林市障がい福祉計画・第2期富田林市障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障がい福祉計画、「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障がい児福祉計画であり、本市のまちづくりの基本方針である「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」や「富田林市地域福祉計画」等の上位計画、および「富田林市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との整合性を図り策定します。そして、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが望ましいことから、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体のものとして策定します。

なお、本計画では、2015年に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた、「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）」を理念として、17のゴール（目標）と169のターゲットを設定した持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable DevelopmentGoals）の実現を目指し、その中で関連する6つのゴールを設定します。

【図 富田林市の障がい福祉計画、障がい児福祉計画の位置付け】



【表 富田林市の障がい福祉計画、障がい児福祉計画の要点比較】

	障がい福祉計画(第6期)	障がい児福祉計画(第2期)
根拠法令	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	令和3(2021)年度～令和5(2023)年度	
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉サービス並びに相談支援について、年度別、種類ごとの必要量の見込み(推計値)と確保の方策 ○地域生活支援事業について、各事業の実施の有無等に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児通所支援並びに相談支援について、年度別、種類ごとの必要量の見込み(推計値)と確保の方策

【図 SDGsの関連目標】



3 計画の期間

本計画は、国の基本指針により3年を1期として計画を策定することとされているため、計画期間を令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間として策定します。

【図 計画期間】

年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
計画	第4次富田林市障がい者計画						第5次富田林市障がい者計画		
	第6期富田林市障がい福祉計画			第7期富田林市障がい福祉計画			第8期富田林市障がい福祉計画		
	第2期富田林市障がい児福祉計画			第3期富田林市障がい児福祉計画			第4期富田林市障がい児福祉計画		

4 計画の策定体制

(1) 計画の審議機関

本計画は、障がい者の代表、障がい福祉に関する事業に従事する人、学識経験者、市議会議員代表、関係行政機関の職員等で構成する「富田林市障がい者施策推進協議会」において計画内容等についての審議を受け、その審議内容を踏まえて策定しました。

(2) 障がい者のニーズや提供体制の把握

本計画の策定にあたり、障がい福祉サービスの見込み量や、その確保の方策を検討するための基礎資料とするため、障がい者手帳所持者および障がい福祉サービス支給決定者、並びに本市が運営を委託している障がい者相談支援センターを受託する指定特定相談支援事業所を対象としたアンケート調査を実施しました。

また、障害者総合支援法に基づき設置され、地域の社会資源の開発等について検討を行うなどする「富田林市障がい者地域自立支援協議会」への意見聴取の他、広く市民の意見を求めるためパブリックコメントを実施しました。

(3) 国・大阪府との連携

本計画の策定にあたっては、国や大阪府の示す考え方や方向性等と整合性を確保しながら、策定作業を進めました。

第2章 障がい者（児）を取り巻く状況

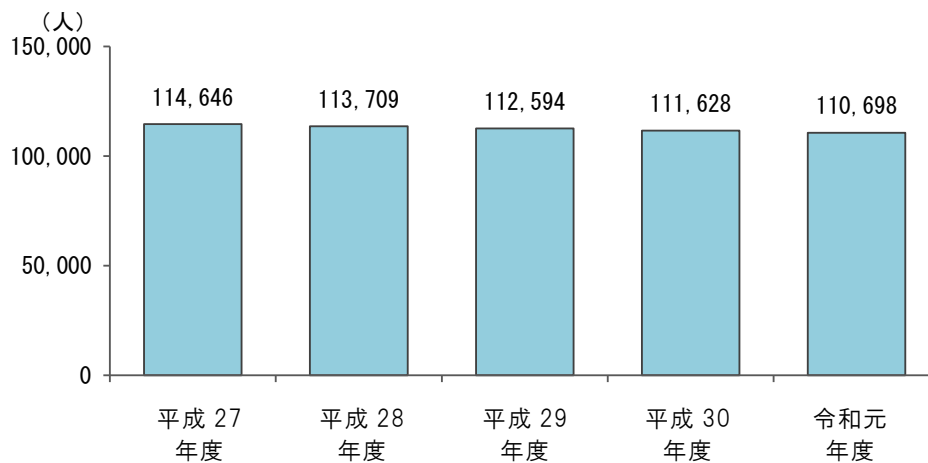
1 障がい者（児）の状況

※出典記載のない図表はすべて庁内資料

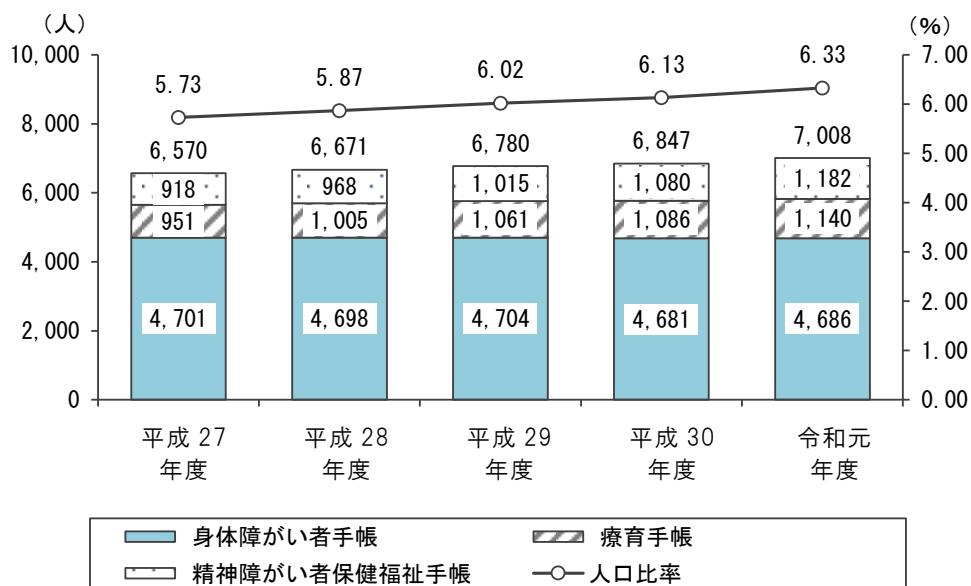
(1) 人口及び障がい者手帳所持者の推移

本市の人口は減少傾向にあり、令和元年度では110,698人と、平成27年度から3,948人減少しています。一方、障がい者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和元年度には7,008人と、平成27年度から438人増加しています。また総人口に占める割合も徐々に上昇しています。

【図 総人口の推移(各年度末現在)】(資料:住民基本台帳)



【図 手帳所持者数の推移(各年度末現在)】

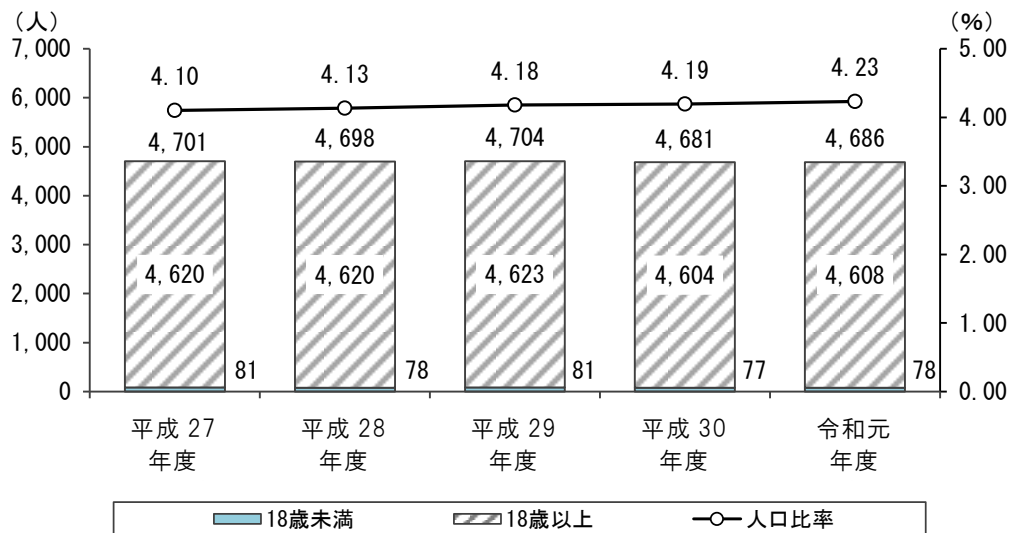


(2) 身体障がい者（児）の状況

令和元年度時点の身体障がい者手帳所持者の数は4,686人で、近年は4,700人前後で推移しています。総人口に占める身体障がい者手帳所持者の割合は、令和元年度時点で4.23%と、平成27年度から徐々に上昇しています。

障がい等級別の構成比では、いずれの年度も4級が最も多く、次いで1級が多くなっています。令和元年度は、重度（1級と2級の合計）が41.7%、中度（3級と4級の合計）が43.6%、軽度（5級と6級の合計）が14.7%となっています。平成27年度と比べると、中度の割合はやや減少し、軽度の割合がやや増加しています。

【図 身体障がい者手帳所持者数の推移(各年度末現在)】



【表 身体障がい者手帳所持者数の障がい等級別の推移(各年度末現在)】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	所持者数 (人)	構成比 (%)	所持者数 (人)	構成比 (%)	所持者数 (人)	構成比 (%)	所持者数 (人)	構成比 (%)	所持者数 (人)	構成比 (%)
1級	1,236	26.3	1,256	26.7	1,270	27.0	1,272	27.2	1,300	27.7
2級	707	15.0	691	14.7	674	14.3	659	14.1	654	14.0
3級	810	17.2	800	17.0	795	16.9	760	16.2	731	15.6
4級	1,351	28.7	1,340	28.5	1,330	28.3	1,333	28.5	1,312	28.0
5級	301	6.4	321	6.8	337	7.2	358	7.6	387	8.3
6級	296	6.3	290	6.2	298	6.3	299	6.4	302	6.4
計	4,701	100.0	4,698	100.0	4,704	100.0	4,681	100.0	4,686	100.0

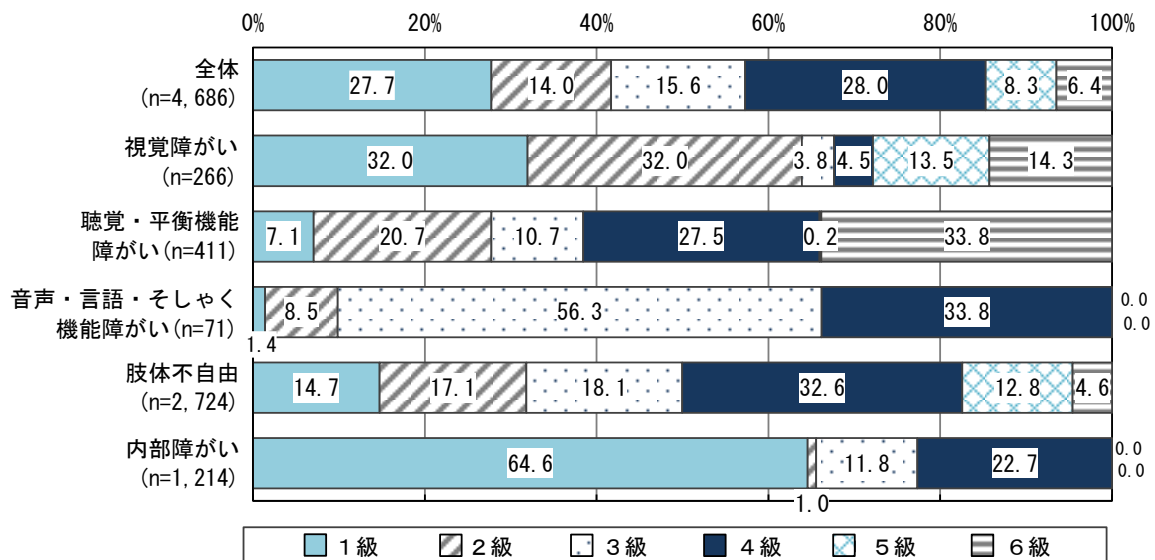
障がい部位別の構成比では、令和元年度は肢体不自由が58.1%で最も多く、次いで内部障がいが25.9%で多くなっており、平成27年度からほぼ同じ状況が続いています。

令和元年度の部位別、等級別割合について、内部障がいおよび視覚障がいでは重度（1級と2級の合計）が6割以上を占めており、他の部位に比べて重度の割合が多い傾向にあります。

【表 身体障がい者手帳所持者の障がい部位割合の推移(各年度末現在)】

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	所持者数 (人)	構成比 (%)	所持者数 (人)	構成比 (%)	所持者数 (人)	構成比 (%)	所持者数 (人)	構成比 (%)	所持者数 (人)	構成比 (%)
視覚障がい	289	6.1	290	6.2	277	5.9	267	5.7	266	5.7
聴覚・平衡機能障がい	388	8.3	390	8.3	395	8.4	405	8.7	411	8.8
音声・言語・そしゃく機能障がい	65	1.4	63	1.3	68	1.4	67	1.4	71	1.5
肢体不自由	2,794	59.4	2,776	59.1	2,762	58.7	2,753	58.8	2,724	58.1
内部障がい	1,165	24.8	1,179	25.1	1,202	25.6	1,189	25.4	1,214	25.9
計	4,701	100.0	4,698	100.0	4,704	100.0	4,681	100.0	4,686	100.0

【図 身体障がい者手帳所持者の障がい部位割合(令和元年度末現在)】



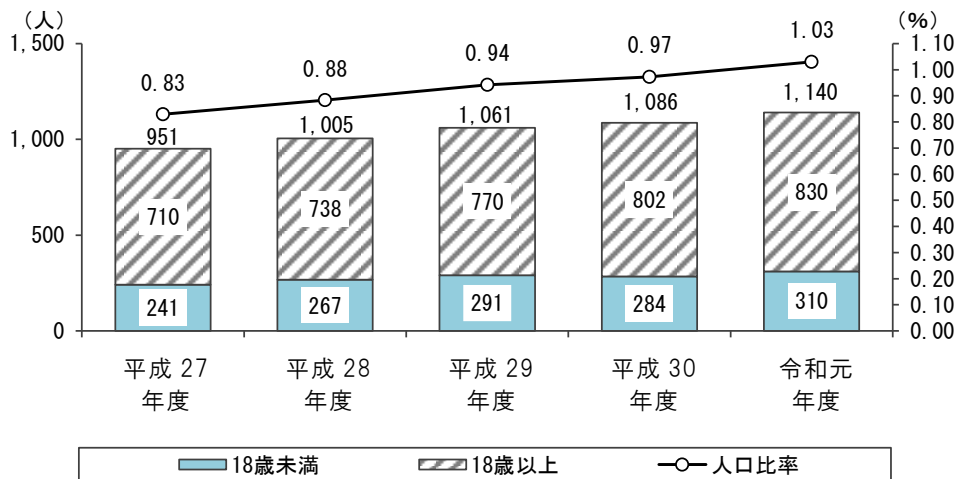
(3) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者の数は増加しており、令和元年度で1,140人と、平成27年度より189人増加しています。また、総人口に占める割合も年々上昇し、令和元年度で1.03%となっています。

療育手帳所持者の内訳の構成比では、令和元年度はA判定が42.3%、B1判定が20.2%、B2判定が37.5%となっています。平成27年度と比べると、A判定の割合はやや減少し、B判定の割合がやや増加しています。

年齢別の内訳をみると、18歳未満ではB判定が7割を占め、18歳以上ではA判定が5割近くを占めています。

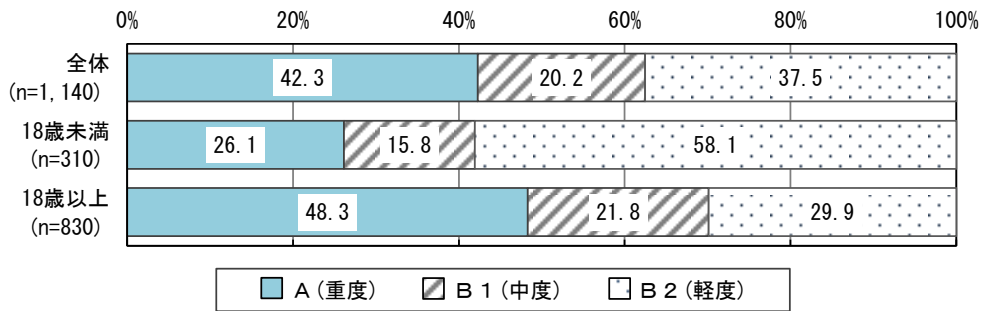
【図 療育手帳所持者数の推移(各年度末現在)】



【表 療育手帳所持者の内訳の推移(各年度末現在)】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	所持者数 (人)	構成比 (%)	所持者数 (人)	構成比 (%)	所持者数 (人)	構成比 (%)	所持者数 (人)	構成比 (%)	所持者数 (人)	構成比 (%)
A (重度)	445	46.8	454	45.2	456	43.0	474	43.6	482	42.3
B1 (中度)	200	21.0	201	20.0	214	20.2	217	20.0	230	20.2
B2 (軽度)	306	32.2	350	34.8	391	36.9	395	36.4	428	37.5
計	951	100.0	1,005	100.0	1,061	100.0	1,086	100.0	1,140	100.0

【図 年齢別・療育手帳所持者の判定割合(令和元年度末現在)】



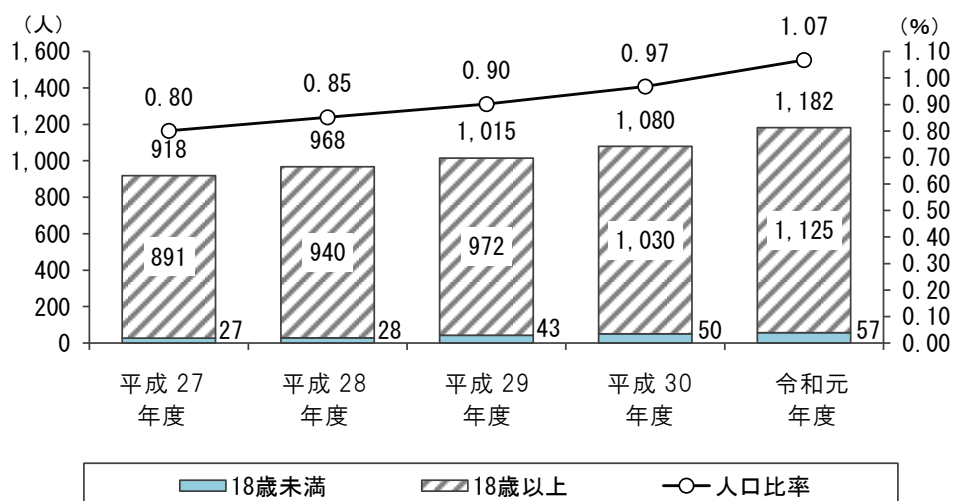
(4) 精神障がい者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者の数は、令和元年度で1,182人と、平成27年度より264人増加しています。また、総人口に占める割合も年々上昇し、令和元年度で1.07%となっています。

等級割合の構成比では、令和元年度は1級が7.4%、2級が59.5%、3級が33.1%で、1級と2級の割合は減少傾向、3級の割合は増加傾向にあります。

年齢別の内訳をみると、18歳未満では3級が、18歳以上では2級がそれぞれ最も多くなっています。

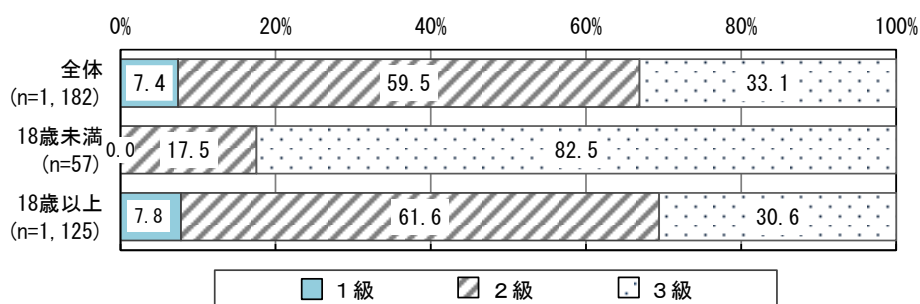
【図 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移(各年度末現在)】



【表 精神障がい者保健福祉手帳所持者の等級割合の推移(各年度末現在)】

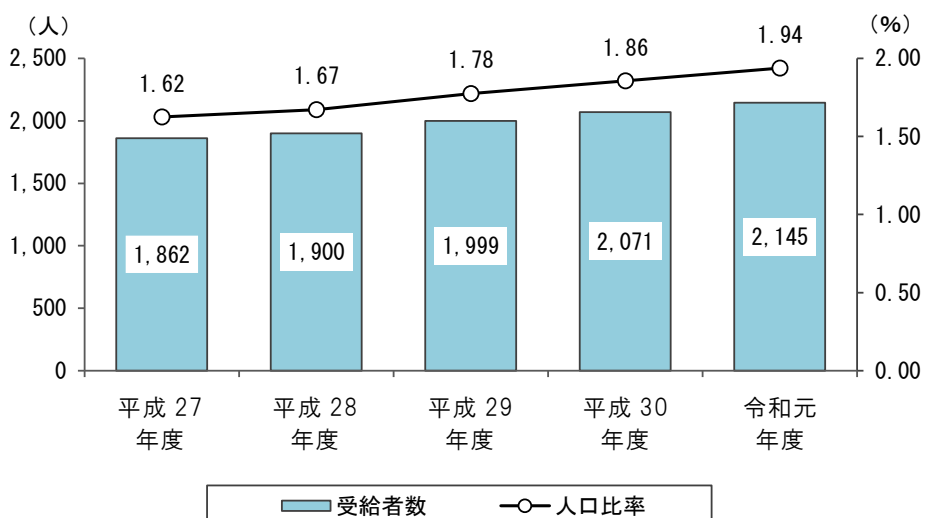
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	所持者数 (人)	構成比 (%)	所持者数 (人)	構成比 (%)	所持者数 (人)	構成比 (%)	所持者数 (人)	構成比 (%)	所持者数 (人)	構成比 (%)
1級	96	10.5	89	9.2	94	9.3	85	7.9	88	7.4
2級	613	66.8	639	66.0	644	63.4	659	61.0	703	59.5
3級	209	22.8	240	24.8	277	27.3	336	31.1	391	33.1
計	918	100.0	968	100.0	1,015	100.0	1,080	100.0	1,182	100.0

【図 年齢別・精神障がい者保健福祉手帳所持者の等級割合(令和元年度末現在)】



自立支援医療（精神通院）受給者の推移は、受給者数、人口比率とも増加傾向にあり、令和元年度には2,145人（人口比率1.94%）となっています。

【図 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移(各年度末現在)】

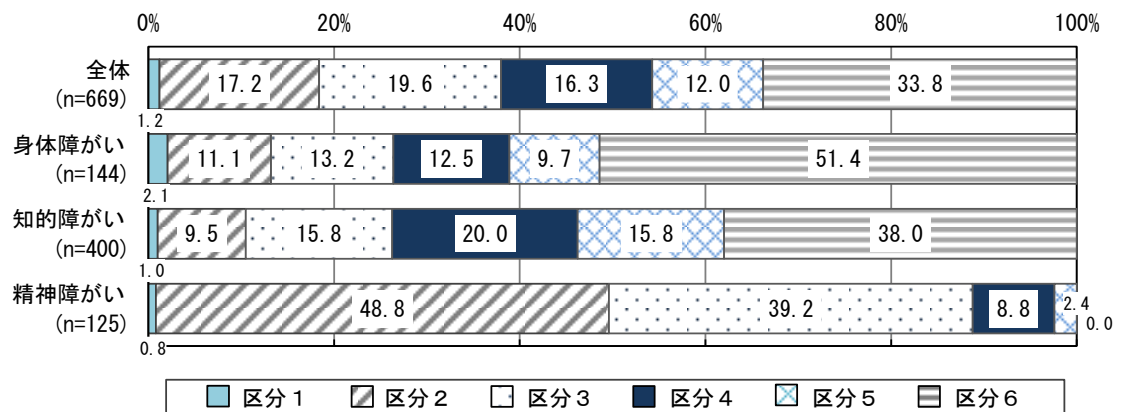


(5) 障がい支援区分の認定状況

障がい支援区分の認定状況は、全体では区分6が3割を超えています。

障がい種別で見ると、身体障がい者では区分6が51.4%、知的障がい者では同じく区分6が38.0%で最も多く、精神障がい者では区分2が48.8%と最も多くなっています。

【図 障がい種別・障がい支援区分の認定割合(令和元年度末現在)】



2 障がい者（児）に対するアンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

① 調査目的

本計画の策定にあたり、障がい者手帳をお持ちの方を中心に、障がい福祉サービスの利用状況や今後の利用意向等を把握するためアンケート調査を実施しました。

② 調査について

調査対象	富田林市内在住の障がい者手帳所持者、または障がい福祉サービス利用者のうち、1,500人を無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年7月1日から令和2年7月31日まで

③ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
1,500 件	891 件	59.4%

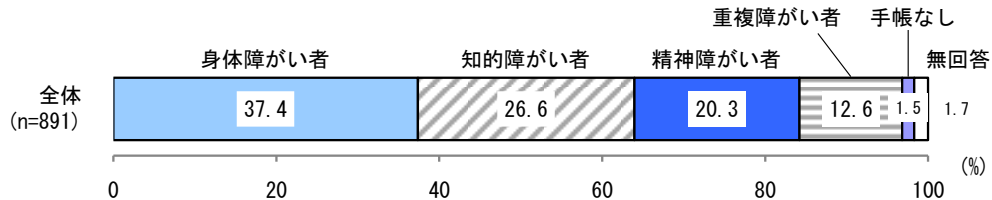
■調査結果の見方

- ① 回答比率(%)は、各質問の回答者数(n)を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入して表示しています。(比率の合計が100.0%にならない場合があります。)
- ② 図表上の「MA%」という表記は、複数回答(Multiple Answer の略)の意味であり、この場合の回答比率(%)の合計は100%を超えます。
- ③ 「全体」には、障がい者手帳所持者の他に、障がい者手帳の不所持者及び所持不明者(無回答)の方を含んでいるため、障がい種別ごとの合計とは合致しません。

(2) アンケート調査の回答者について

① 障がい者手帳の所持状況

身体障がい者手帳のみ所持している人が37.4%で最も多く、次いで療育手帳（知的障がい）のみ所持している人が26.6%、精神障がい者手帳のみ所持している人が20.3%となっています。

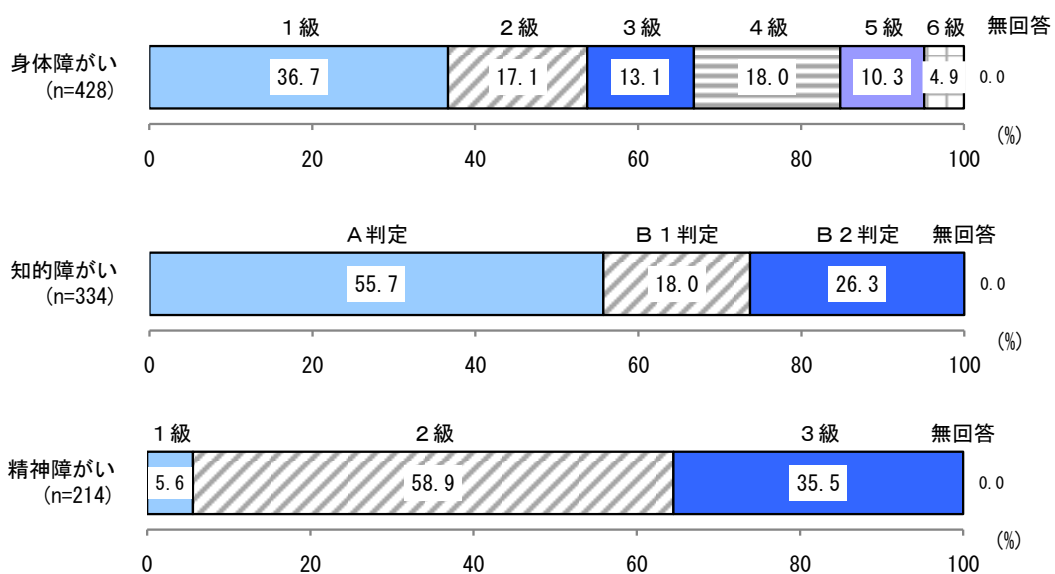


② 障がいの程度

身体障がい者では、「1級」が36.7%で最も多く、次いで「4級」が18.0%、「2級」が17.1%となっています。また、重度（1級・2級）が53.8%で最も多く、次いで中度（3級・4級）が31.1%、軽度（5級・6級）が15.2%となっています。

知的障がい者では、「A判定」（重度）が55.7%で最も多く、次いで「B2判定」（軽度）が26.3%、「B1判定」（中度）が18.0%となっています。

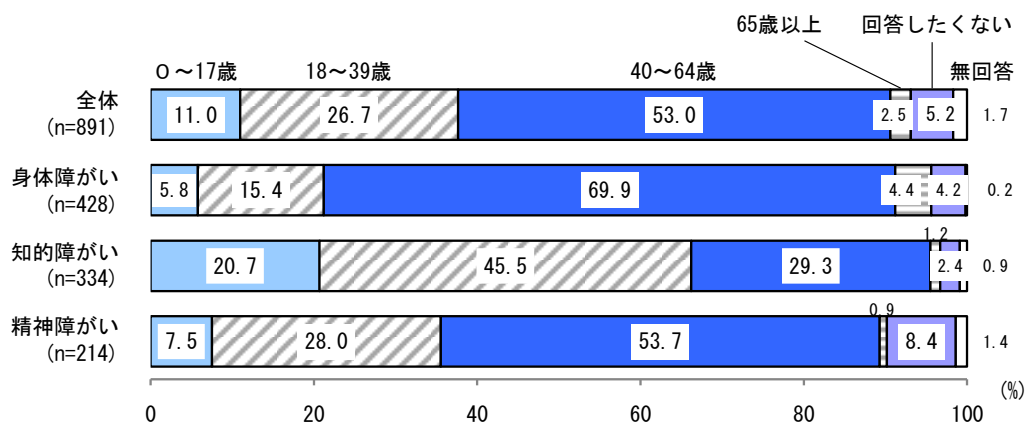
精神障がい者では、「2級」（中度）が58.9%で最も多く、次いで「3級」（軽度）が35.5%、「1級」（重度）が5.6%となっています。



③ 年齢

全体では「40～64歳」が53.0%で最も多く、次いで「18～39歳」が26.7%、「0～17歳」が11.0%、「65歳以上」が2.5%となっています。

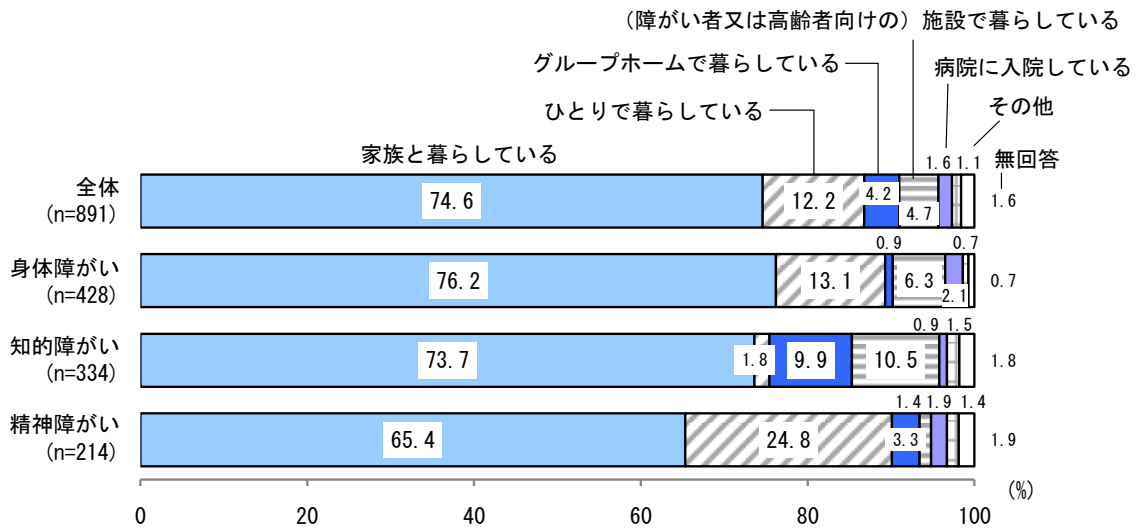
障がい種別では、身体障がい者は「40～64歳」の69.9%、知的障がい者は「18～39歳」の45.5%、精神障がい者は「40～64歳」の53.7%がそれぞれ最も多くなっています。



(3) アンケート調査の主な結果

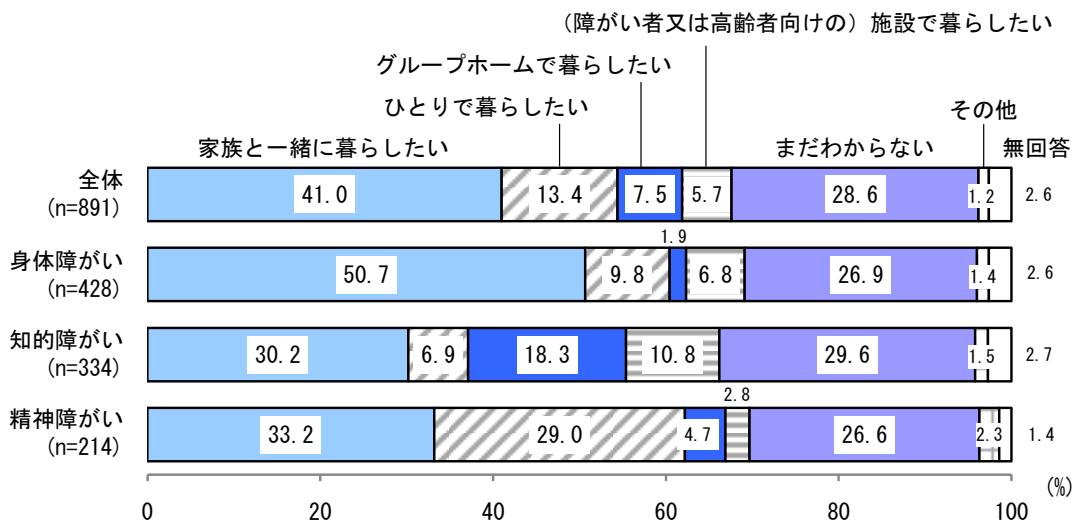
① 現在の暮らしの状況

いずれの障がいでも「家族と暮らしている」が6割以上と最も多くなっています。一方、「ひとりで暮らしている」は精神障がい者で24.8%となっているのに対して、知的障がい者では1.8%となっています。



② 将来に希望する暮らし方

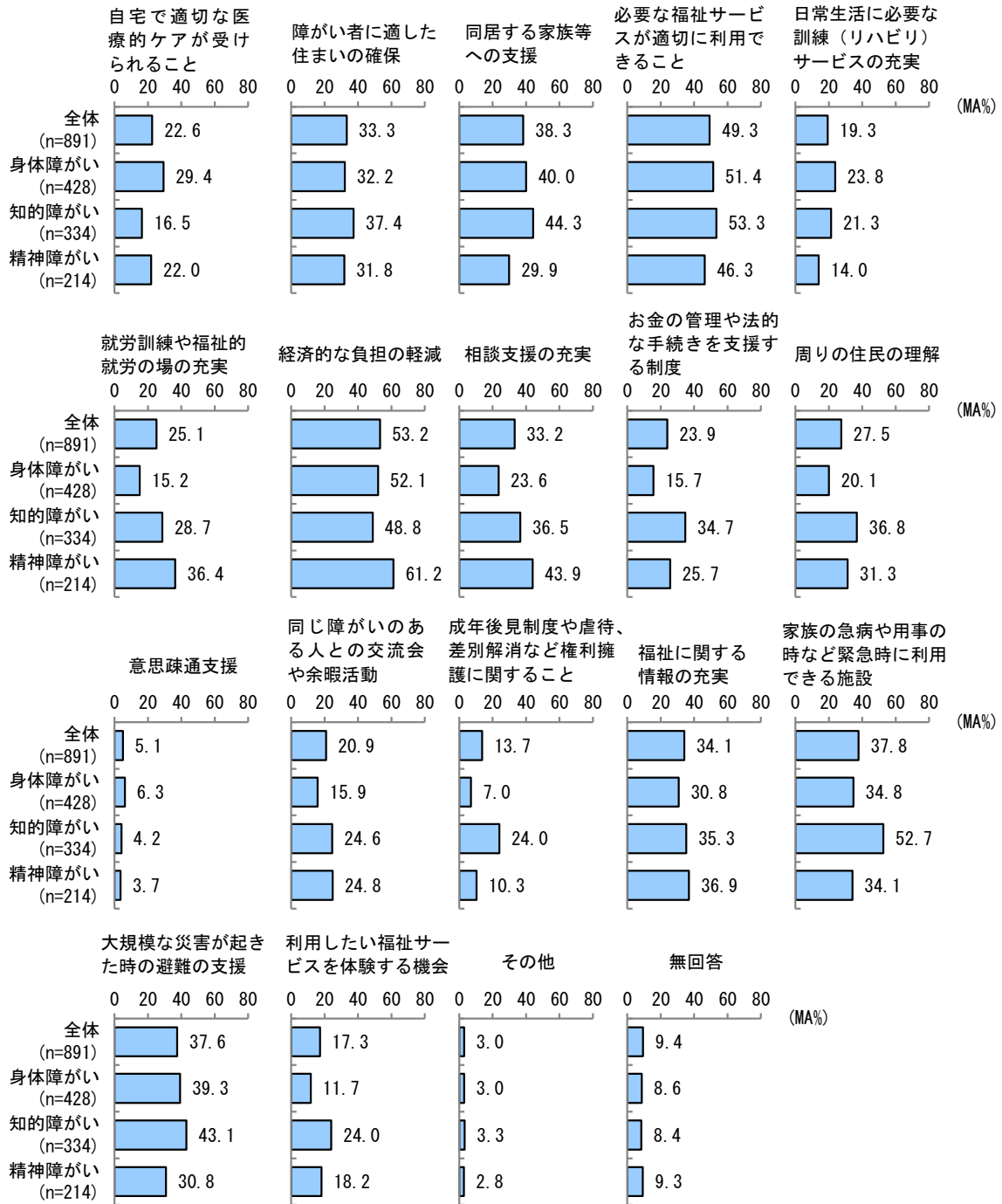
全体では「家族と一緒に暮らしたい」が41.0%となっていますが、知的障がい者、精神障がい者では3割程度となっています。また、知的障がい者では「グループホームで暮らしたい」(18.3%)、精神障がい者では「ひとりで暮らしたい」(29.0%)が他の障がい種別に比べて多くなっています。



③ 地域で生活するために必要な支援

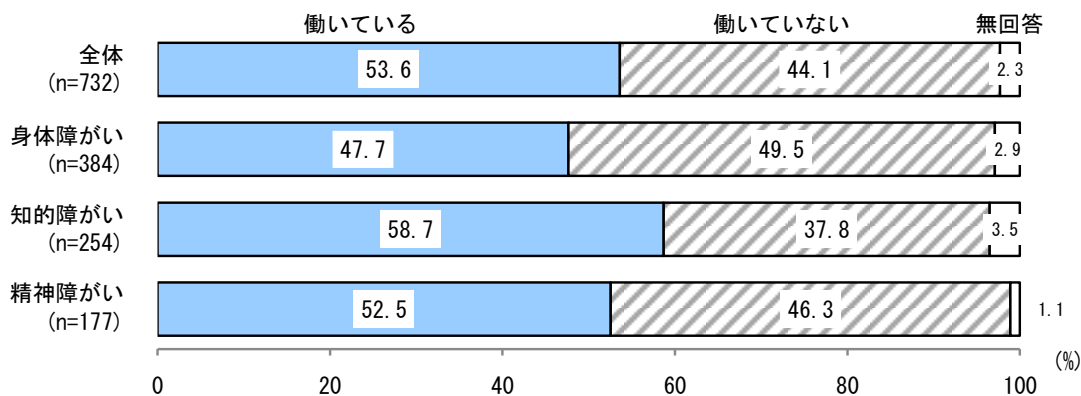
全体では、「経済的な負担の軽減」が5割を超えて最も多く、次いで「必要な福祉サービスが適切に利用できること」、「同居する家族等への支援」となっています。

障がい種別では、知的障がい者について、金銭管理や権利擁護、家族の急病等緊急時の対応などで、他の障がいに比べて多くなっています。



④ 現在の就労状況（18歳以上のみ）

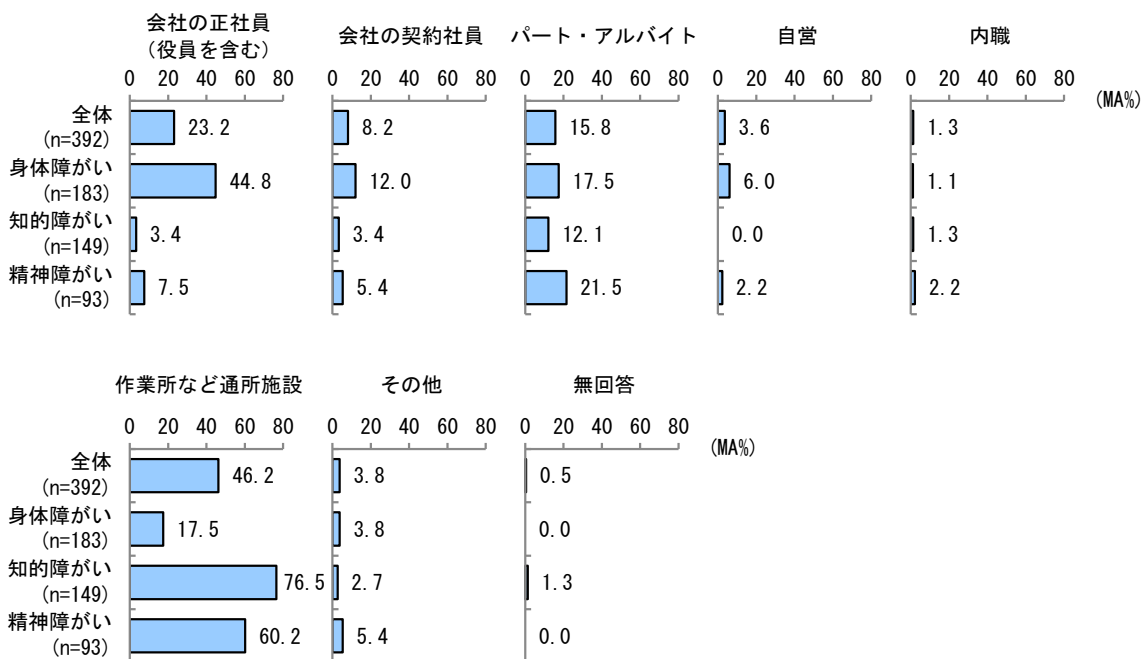
全体では「働いている」が5割を超えており、障がい種別では知的障がい者の58.7%で最も多くなっています。



⑤ 仕事の形態・場所（18歳以上のみ）

働いている人の仕事の形態・場所について、全体では「作業所など通所施設」が46.2%で最も多くなっています。

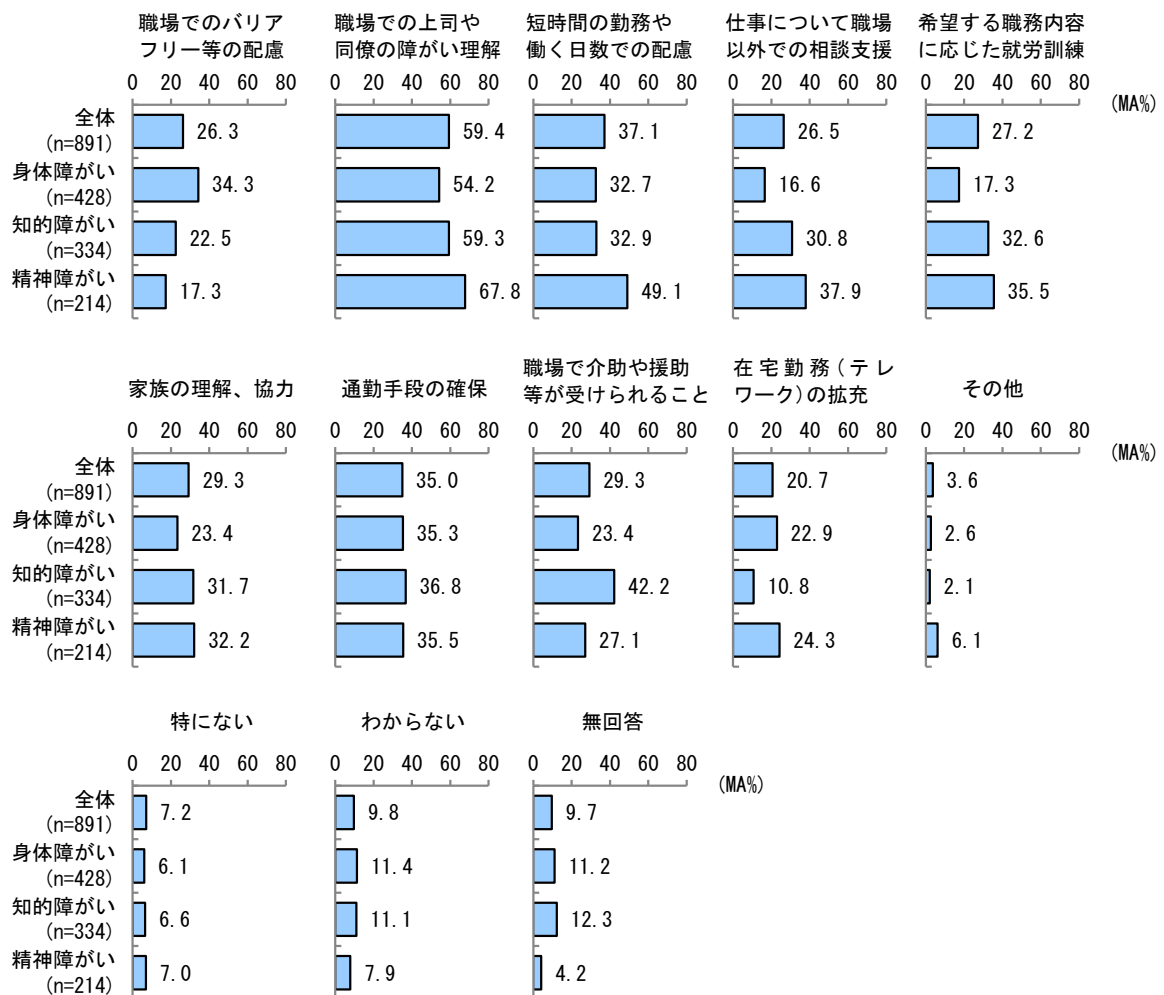
また、障がい種別では、身体障がい者が「会社の正社員」で44.8%、知的障がい者が「作業所など通所施設」で76.5%、精神障がい者は同じく「作業所など通所施設」が60.2%でそれぞれ最も多くなっています。



⑥ 就労に必要な支援

いずれの障がいで「職場での上司や同僚の障がい理解」が最も多くなっています。

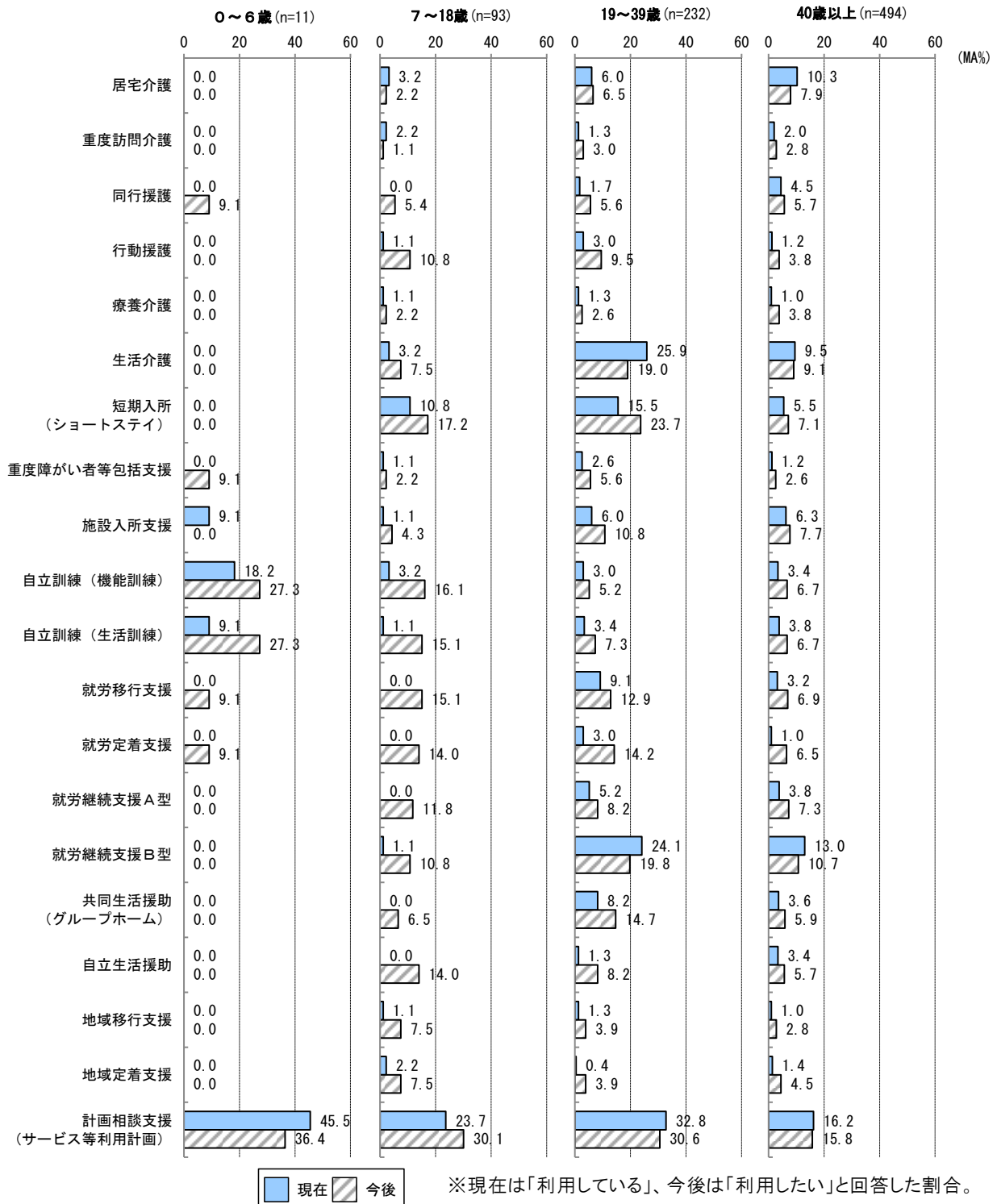
障がい種別では、知的障がい者で「職場で介助や援助等が受けられること」が4割を超える一方で、「在宅勤務（テレワーク）の拡充」は1割程度と他の障がいに比べて低くなっています。



⑦ 福祉サービスの利用意向

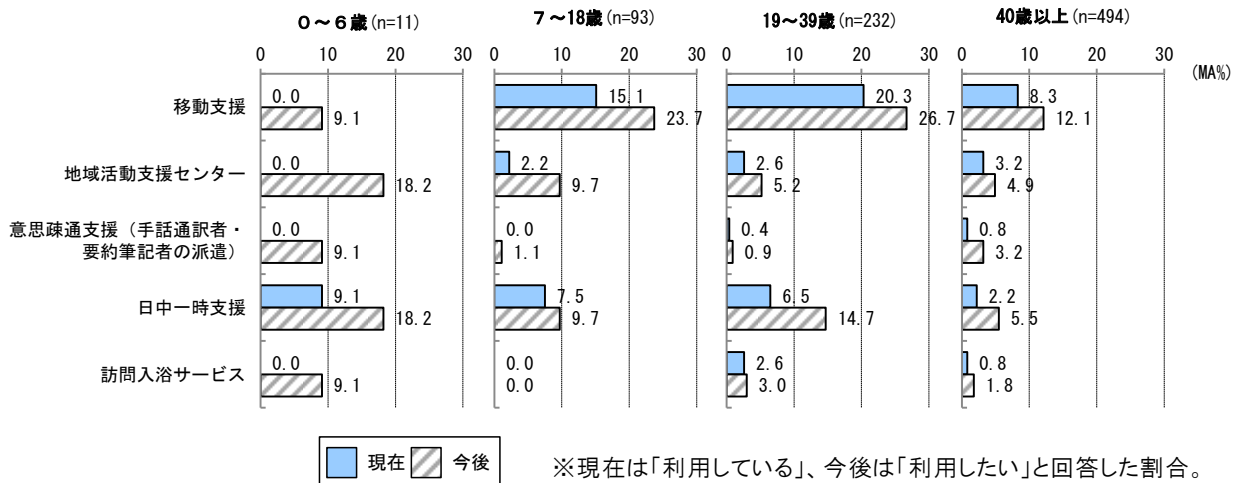
■ 自立支援給付

ライフステージにより福祉サービスの利用意向に違いはありますが、いずれの年齢区分でも現在利用しているサービス、今後利用したいサービスともに「計画相談支援（サービス等利用計画）」が最も多くなっています。



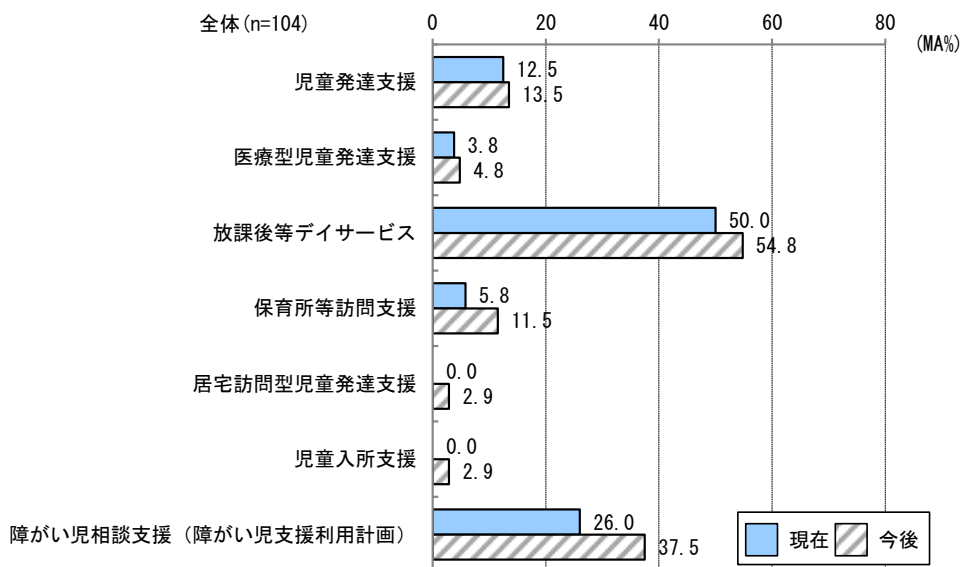
■地域生活支援事業

いずれの年齢区分でも、現在利用しているサービス、今後利用したいサービスともに「移動支援」が最も多く、次いで「地域活動支援センター」や「日中一時支援」といった日中活動の場の提供について需要が高くなっています。



■障がい児通所支援

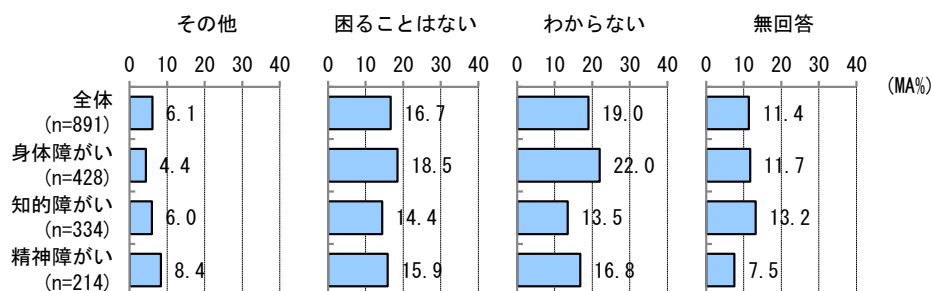
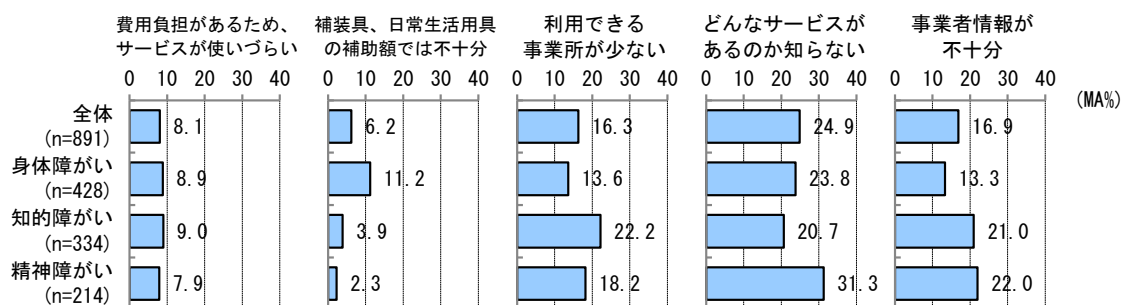
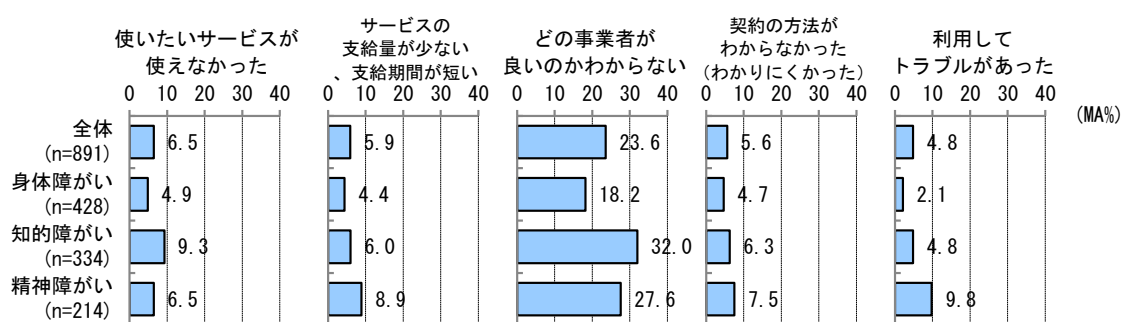
現在利用している障がい児通所サービスは、「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「障がい児相談支援（障がい児支援利用計画）」で、今後利用したいサービスも同様の傾向となっています。



⑧ 福祉サービスを利用するとき困ること

全体では「どんなサービスがあるのか知らない」が24.9%で最も多く、次いで「どの事業者が良いのかわからない」が23.6%、「事業者情報が不十分」が16.9%となっています。

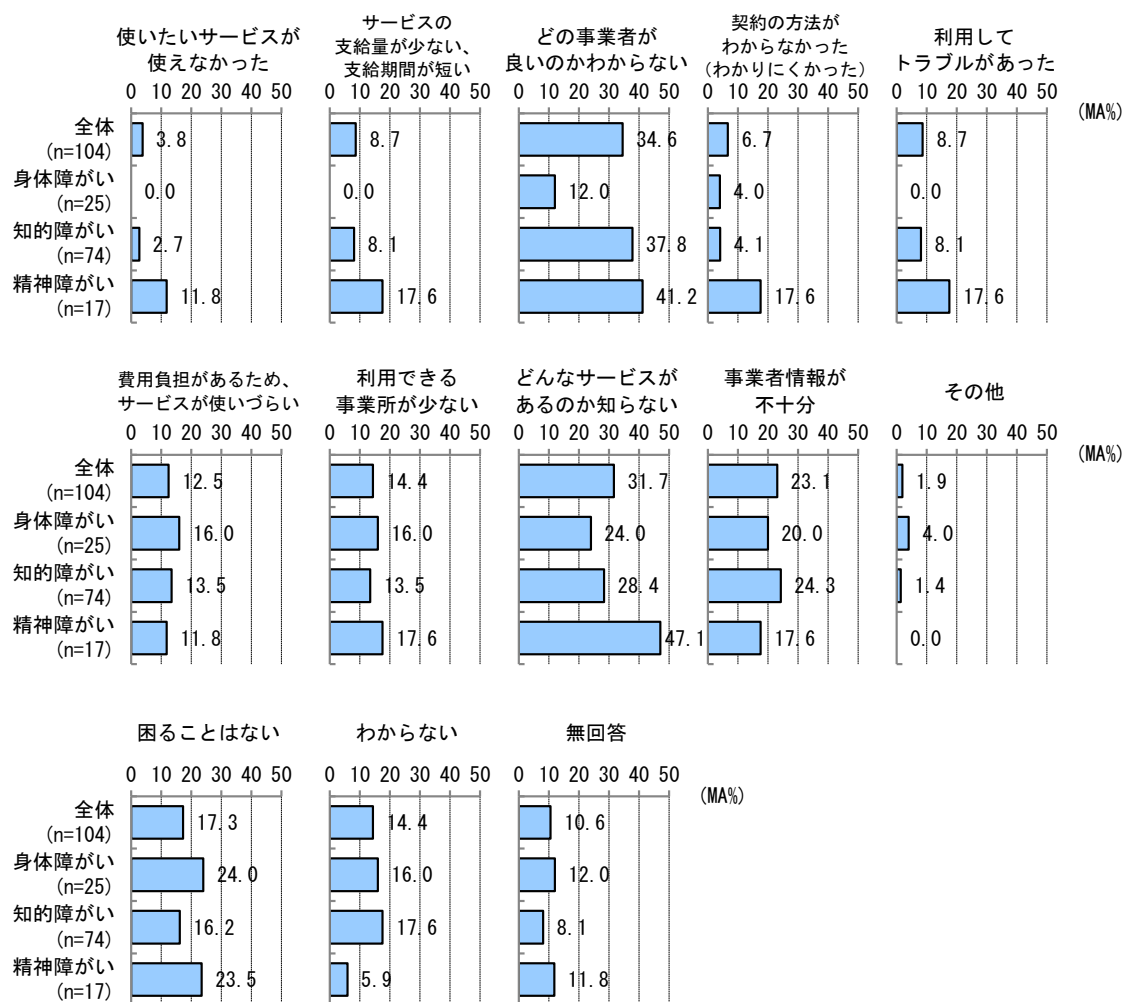
障がい種別では、身体障がい者は「どんなサービスがあるのか知らない」で23.8%、知的障がい者は「どの事業者が良いのかわからない」で32.0%、精神障がい者は「どんなサービスがあるのか知らない」で31.3%がそれぞれ最も多くなっています。



⑨ 障がい児通所支援を利用するときに困ること

全体では「どの事業者が良いのかわからない」が34.6%で最も多く、次いで「どんなサービスがあるのかわからない」が31.7%、「事業者情報が不十分」が23.1%となっています。

障がい種別では、身体障がい者は「どんなサービスがあるのかわからない」と「困ることはない」でともに24.0%、知的障がい者は「どの事業者が良いのかわからない」で37.8%、精神障がい者は「どんなサービスがあるのかわからない」で47.1%がそれぞれ最も多くなっています。



3 障がい者相談支援事業所に対する調査結果

(1) 調査の概要

① 調査目的

本計画の策定にあたり、障がい者（児）に対する福祉サービスの提供状況の実態を把握するためアンケート調査を実施しました。

② 調査について

調査対象	本市が運営を委託している障がい者相談支援センター* を受託する指定特定相談支援事業所 ・アプローチ寺池 ・四天王寺悲田富田林苑 ・地域活動支援センターときわぎ ・つじやま相談室 ・ピーチネット *障がい者相談支援センター 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することを目的に、市内3つの圏域ごとに一つ以上設置している。
調査方法	電子メール
調査期間	令和2年8月

(2) 調査の主な結果

① 供給体制が十分でないと感じる障がい福祉サービス

全体として、行動障がいのある人や重症心身障がい児（者）に対応したサービスを提供する事業所の不足、なかでも「短期入所」、「共同生活援助（グループホーム）」について多く挙げられました。また、入浴支援を提供する「生活介護」や「居宅介護」の事業所数の不足のほか、入所施設の需要の高さについての回答も複数ありました。

② 医療的ケアが必要な児童への支援について

「短期入所」、「放課後等デイサービス」事業所の不足を挙げる回答が多くあり、内容としては、受け入れ先を見つけることが困難、見つかっても選択することができないといったものでありました。また、入浴や小中学校への通学に対する支援の必要性について挙げる回答もありました。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、上位計画である「第4次富田林市障がい者計画」の基本施策である「福祉サービスの充実」、「相談支援体制の充実」、「障がい児福祉サービスの充実」等の実施計画として位置付けられることから、前期計画の基本理念を継承し、「障がいのある人もない人も ともに生き ともに理解し合い ともに参加できるまち 富田林」を本計画の理念として位置付けます。

その実現に向けて、障がい者の自己決定を尊重することを基本に、その意思決定の支援にも配慮しながら、行政と事業者、関係機関・団体等との連携・協力により地域全体で支援していくことが重要であるとの認識に立って、必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

**障がいのある人もない人も ともに生き ともに理解し合い
ともに参加できるまち 富田林**

2 本計画の取り組みの考え方

障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画並びに児童福祉法に基づく障がい児福祉計画の策定にあたっては、国が障がい福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業、障がい児支援サービス等を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に図るためのガイドラインとなる基本指針を示しています。

基本指針では、障がい者の地域における自立した生活と社会参加を促進するため、計画の実行により達成すべき「成果目標」を定め、その成果目標を達成するための「活動指標」として、障がい福祉サービス等の必要量の見込みを定めることとしています。

また、国の基本指針に基づき大阪府からも、府内の市町村向けに本計画の策定に向けた基本的な考え方が示されたところであり、本計画は、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方を踏まえた成果目標及び活動指標を設定し、その達成に向けた方策を定めます。

第4章 第6期障がい福祉計画

1 計画の目標と実現に向けた取り組み

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方に基づいて、令和5年度を目標年度として、次のとおり目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 前期（第5期）計画の現状

施設入所者の地域生活移行者数は、平成29（2017）年度から令和2（2020）年度までの累計目標人数11人に対して、実績見込みは12人と、目標を達成しています。

一方、施設入所者数については、令和2年度末時点の目標人数93人に対して、実績見込みは103人と、目標値を下回る見込みです。

	平成28年度末	令和2年度末	
	実績	目標	実績見込み
地域生活移行数	—	11人	12人
施設入所者数	94人	93人	103人
削減数	—	1人	-9人

② 第6期計画（令和5年度末時点）の成果目標

項目	国の基本指針	大阪府の基本的な考え方
地域生活移行者の増加	令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること。	国の基本指針に準ずる。
施設入所者の削減	令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減すること。	

【成果目標】

	令和元年度末	令和5年度末
	実績	目標
地域生活移行数	—	7人
施設入所者数	105人	103人
削減数	—	2人

目標実現に向けた取り組み

施設職員や相談支援事業所等の支援者との密な連携をはじめ、地域移行支援や地域定着支援等の障がい福祉サービス利用の検討、並びに地域生活支援拠点事業におけるグループホーム移行支援の利用等により、施設入所者の地域生活への移行並びに、居宅生活者のグループホームへの移行による地域生活の継続に向けた支援を継続します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 前期（第5期）計画の現状

前期計画では、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方により、「令和2年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置すること」という目標が示されていました。

本市では計画開始時点において、すでに当該協議の場が設置されていたため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の実現を目標に掲げ、地域自立支援協議会の検討・作業部会において協議を実施しました。

② 第6期計画（令和5年度末時点）の成果目標及び活動指標

項目	国の基本指針	大阪府の基本的な考え方
精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数	令和5年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすること。	国の基本指針に準ずる。 ※本来は都道府県の成果目標ですが、大阪府の基本的な考え方に基づき、本市においても指標を設定します。なお、精神病床における1年以上の長期入院患者数については、年齢による区別はしません。
精神病床における1年以上の長期入院患者数	令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定すること。	
精神病床における早期退院率	令和5年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上、入院後1年時点の退院率については92%以上とすること。	

【成果目標】

		令和元年度 実績	令和5年度末 目標	
精神病床 長期入院 患者	退院後1年以内の地域での平均生活日数	—	316日	
	精神病床における1年以上の長期入院患者数	141人	134人	
	精神病床 における早期 退院率	入院後 3か月以内	—	69%
		入院後 6か月以内	—	86%
入院後 1年以内		—	92%	

【活動指標】

項目		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場		開催回数	年 2 回	年 2 回	年 2 回	
		関係者参加人数	保健関係	1 人	1 人	1 人
			医療関係	1 人	1 人	1 人
			福祉関係	4 人	4 人	4 人
		年間目標設定及び評価の実施回数	年 1 回	年 1 回	年 1 回	
精神障がい者	地域移行支援	月平均利用者数	1 人	1 人	1 人	
	地域定着支援		1 人	1 人	1 人	
	共同生活援助		20 人	24 人	28 人	
	自立生活援助		1 人	1 人	1 人	

目標実現に向けた取り組み

医療機関や相談支援事業所等の支援者との密な連携をはじめ、地域自立支援協議会の検討・作業部会における協議の場の活用等により、引き続き障がい者が障がい種別によらず地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

① 前期（第5期）計画の現状

前期計画では、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方により、「令和2年度末までに各市町村もしくは圏域に少なくとも1つ以上の地域生活支援拠点等を整備すること」という目標が示されていました。

本市では平成29年度に河内長野市及び大阪狭山市と共同ですでに設置されていたため、その充実を目標に掲げ、支援のあり方等につき関係市町村で適宜協議を行いました。

② 第6期計画（令和5年度末時点）の成果目標

項目	国の基本指針	大阪府の基本的な考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、年1回以上運営状況を検証及び検討すること。	国の基本指針に準ずる。

* 地域生活支援拠点

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことで、本市では一つの拠点(施設)ではなく、サービス種別に応じて障がい福祉サービス提供事業者に委託して複数の拠点等(面的整備)により実施しています。

【成果目標】

	令和元年度末	令和5年度末
	実績	目標
地域生活支援拠点等の確保	整備済み	整備済み
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	—	年1回

目標実現に向けた取り組み

地域生活支援拠点等事業については、現在、国において障がい福祉サービス等報酬改定における新たな加算の創設等に伴い、自立支援給付の枠組みによる体制整備が進められています。今後も、これらの動向を注視しながら、南河内南圏域市町村で連携を密にし、本市の実情に応じた事業の整理を進めるなど、障がい者が地域で安心して暮らしていける体制の充実を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 前期（第5期）計画の現状

(ア) 福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行者数は、令和2年度末の移行者数の目標18人に対して、実績見込みは19人と目標を達成する見込みです。

(イ) 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数については、令和2年度末の利用者数の目標35人に対して、実績見込みは31人と目標値を下回る見込みです。

(ウ) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

就労移行支援事業所ごとの就労移行率は、令和2年度末の目標5割以上に対して、実績見込みは5割と目標を達成する見込みです。

(エ) 就労定着支援事業による一年後の職場定着率

就労定着支援事業による一年後の職場定着率は、令和2年度末の目標80%に対して、実績見込みは100%と目標を達成する見込みです。

(オ) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額（府の独自）

就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額は、令和2年度末の目標の13,261円に対して、実績見込みは13,134円と目標値を下回る見込みです。

(年あたり)

	平成28年度末	令和2年度末	
	実績	目標	実績見込み
一般就労移行者数	13人	18人	19人
就労移行支援事業利用者数	29人	35人	31人
就労移行率3割以上の事業所の割合	—	5割以上	5割
支援を開始した時点から1年後の職場定着率	—	80%	100%
市内の就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	—	13,261円	13,134円

② 第6期計画（令和5年度末時点）の成果目標

項目	国の基本指針	大阪府の基本的な考え方
就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数	令和5年度における一般就労への移行者数を、令和元年度の実績の1.27倍以上（うち、就労移行支援事業は1.30倍以上、就労継続支援A型事業は1.26倍以上、就労継続支援B型事業は1.23倍以上）とすること。	国の基本指針に準ずる。
就労定着支援の利用者数	令和5年度において、管内の就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行した者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること。さらに、管内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とすること。	
就労定着支援の事業所ごとの就労定着率		
就労継続支援B型事業所における工賃の平均額（府独自）	—	令和元年度の工賃の平均額の実績よりも高い目標値を設定すること。

【成果目標】

（年あたり）

	令和元年度末	令和5年度末
	実績	目標
一般就労への就労移行者数	19人	27人
就労移行支援	16人	23人
就労継続支援A型	1人	2人
就労継続支援B型	1人	2人
就労定着支援の利用者数	—	7割
就労定着支援の事業所ごとの就労定着率	—	7割
就労継続支援B型事業所の工賃平均額	13,134円	21,773円

※令和元年度末実績は、生活介護1名を含む。

目標実現に向けた取り組み

ハローワークや障がい者就業・生活支援センターをはじめ、相談支援事業所等とも連携を密にしながら、障がい者の就労の場の拡大や工賃の向上に向け、企業等への障がい者雇用に対する理解促進に努めます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

① 第6期計画（令和5年度末時点）の成果目標及び活動指標

項目	国の基本指針	大阪府の基本的な考え方
基幹相談支援センターの設置	令和5年度末までに基幹相談支援センター等の活用により、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること。	国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに市町村が基幹相談支援センターを設置すること。

【成果目標】

	令和元年度末	令和5年度末
	実績	目標
基幹相談支援センターの設置	設置済み	設置済み

【活動指標】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	年間指導・助言件数	108件	108件	108件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件数	12件	12件	12件
地域の相談機関との連携強化の取り組み	年間実施回数	12回	12回	12回

目標実現に向けた取り組み

障がい福祉サービス利用者数は年々増加していることに加え、強度行動障がいや高次脳機能障がいを持つケースなど、その一つひとつのニーズが多様化・複雑化しています。そのため、既存の基幹相談支援センターのさらなる体制強化についての検討を行うとともに、地域の相談支援事業所との連携強化を図るなど、支援ネットワークを拡大することでの障がい者（児）のニーズ把握と併せて相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みを推進します。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

① 第6期計画（令和5年度末時点）の活動指標

項目	国の基本指針	大阪府の基本的な考え方
障がい福祉サービス等の質の向上	令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築すること。	<p>○報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適切に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにつき目標を設定する。</p> <p>○報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について目標を設定するとともに、研修の実施等により市町村職員の質の向上にも努められたい。</p>

【成果目標・活動指標】

利用者が真に必要とする障がい福祉サービスが事業者から提供されるよう、障がい福祉サービスの利用状況の把握や市職員の制度理解等に努めます。

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	年間参加人数	4人	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有
	年間実施回数	1回	1回	1回
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制の有無	有	有	有
	年間共有回数	30回	30回	30回

目標実現に向けた取り組み

各種研修への参加などを通して、職員ひとり一人が積極的に障がい者福祉に関する制度理解や知識の蓄積に努めるとともに、大阪府や指定障がい福祉サービス事業者の指導担当部局との連携を密にしながら、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

(7) 発達障がい者等に対する支援

① 第6期計画の活動指標

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング*1 やペアレントプログラム*2 等の支援プログラム等の受講者数	年間受講者数	—	—	—
ペアレントメンター*3 の人数	年度末時点の人数	—	—	—
ピアサポート*4 活動への参加人数	年間参加人数	—	—	—

*1 ペアレントトレーニング

保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム

*2 ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラム。

*3 ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。

*4 ピアサポート

発達障がい者が同じ障がい者にかかわり、支え合う活動を行うこと

目標実現に向けた取り組み

発達障がい者等に対する支援については、発達の経過観察が必要な幼児やその保護者に対して、集団の場での指導や相談支援を行う幼児健全発達支援事業(チューリップ教室)の実施をはじめ、ペアレントトレーニングを実施する団体に対する関係事業経費に係る補助金支出や、基幹相談支援センターでの障がい種別を問わないピアサポート活動等の支援体制があり、今後も支援を継続します。

また、ペアレントメンターについては、大阪府のペアレント・メンター事業の活用を基本とし、必要な方に支援が届くよう事業の周知に努めます。

2 障がい福祉サービスの計画値

障がい福祉サービスの計画値については、基本的に各サービスの障がい種別ごとに、近年の利用状況に加えて、新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響なども踏まえながら、計画期間における需要量を見込んでいます。

なお、障害者総合支援法においてサービス受給の対象となる手帳を持たない難病患者については、身体障がいに含んでいます。

(1) 障がい福祉サービス

① 訪問系サービス

(ア) 居宅介護

サービス概要	
障がい支援区分1以上の人に対し、居宅において入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。	

■ 前期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	47人	799時間	49人	833時間	50人	850時間
	実績値	55人	921時間	53人	944時間	56人	1,045時間
知的障がい	計画値	40人	424時間	44人	494時間	49人	568時間
	実績値	39人	410時間	40人	414時間	39人	474時間
精神障がい	計画値	60人	585時間	63人	610時間	65人	635時間
	実績値	67人	665時間	71人	753時間	71人	801時間
障がい児	計画値	6人	66時間	6人	66時間	6人	66時間
	実績値	9人	68時間	9人	81時間	8人	124時間
合計	計画値	153人	1,874時間	162人	2,003時間	170人	2,119時間
	実績値	170人	2,064時間	173人	2,192時間	174人	2,444時間

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(月あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	57人	1,037時間	57人	1,037時間	58人	1,056時間
知的障がい	計画値	39人	437時間	39人	437時間	39人	437時間
精神障がい	計画値	73人	796時間	75人	818時間	77人	839時間
障がい児	計画値	9人	109時間	9人	109時間	9人	109時間
合計	計画値	178人	2,379時間	180人	2,401時間	183人	2,441時間

(イ) 重度訪問介護

サービス概要
重度の肢体不自由の方(障がい児を除く)、知的障がい者や精神障がい者に対して、居宅での生活全般にわたる介護のほか、外出の際における移動中の介護を総合的に行います。

■前期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	19人	1,863時間	19人	1,877時間	19人	1,895時間
	実績値	22人	2,057時間	22人	2,206時間	17人	2,283時間
知的障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	1人	16時間	0人	0時間	1人	31時間
精神障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障がい児	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	19人	1,863時間	19人	1,877時間	19人	1,895時間
	実績値	23人	2,073時間	22人	2,206時間	18人	2,314時間

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(月あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	20人	2,302時間	20人	2,302時間	20人	2,302時間
知的障がい	計画値	1人	31時間	1人	31時間	1人	31時間
精神障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障がい児	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	21人	2,333時間	21人	2,333時間	21人	2,333時間

(ウ) 同行援護

サービス概要
視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、必要な援助を行います。

■前期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	23人	527時間	23人	552時間	23人	577時間
	実績値	22人	434時間	22人	443時間	19人	251時間
知的障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
精神障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障がい児	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	23人	527時間	23人	552時間	23人	577時間
	実績値	22人	434時間	22人	443時間	19人	251時間

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(月あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	22人	442時間	22人	442時間	22人	442時間
知的障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
精神障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障がい児	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	22人	442時間	22人	442時間	22人	442時間

(エ) 行動援護

サービス概要
知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時の移動支援を行います。

■前期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
知的障がい	計画値	2人	62時間	2人	62時間	2人	62時間
	実績値	6人	84時間	7人	119時間	5人	176時間
精神障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障がい児	計画値	1人	11時間	1人	11時間	1人	11時間
	実績値	2人	46時間	2人	50時間	2人	42時間
合計	計画値	3人	73時間	3人	73時間	3人	73時間
	実績値	8人	130時間	9人	169時間	7人	218時間

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(月あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
知的障がい	計画値	6人	148時間	6人	148時間	6人	148時間
精神障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障がい児	計画値	2人	46時間	2人	46時間	2人	46時間
合計	計画値	8人	194時間	8人	194時間	8人	194時間

(オ) 重度障がい者等包括支援

サービス概要
常時介護の必要性が著しく高い人に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■前期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
知的障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
精神障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障がい児	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(月あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
知的障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
精神障がい	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障がい児	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間

② 短期入所サービス（ショートステイ）

サービス概要
自宅で介護する人が病気の場合等によって短期間の入所が必要となった人に対して、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■ 前期計画の計画値と利用実績

（月あたり）

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	19人	171人日	19人	171人日	19人	171人日
	実績値	20人	132人日	24人	155人日	12人	103人日
知的障がい	計画値	30人	210人日	30人	210人日	30人	210人日
	実績値	42人	322人日	38人	313人日	29人	251人日
精神障がい	計画値	2人	16人日	2人	16人日	2人	16人日
	実績値	3人	19人日	3人	17人日	2人	12人日
障がい児	計画値	6人	24人日	6人	24人日	6人	24人日
	実績値	7人	33人日	8人	34人日	6人	37人日
合計	計画値	57人	421人日	57人	421人日	57人	421人日
	実績値	72人	506人日	73人	519人日	49人	403人日

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■ 第6期計画の計画値

（月あたり）

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	22人	143人日	22人	143人日	22人	143人日
知的障がい	計画値	40人	328人日	40人	328人日	40人	328人日
精神障がい	計画値	3人	17人日	3人	17人日	3人	17人日
障がい児	計画値	8人	34人日	8人	34人日	8人	34人日
合計	計画値	73人	522人日	73人	522人日	73人	522人日

③ 日中活動系サービス

(ア) 生活介護

サービス概要
常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

■前期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	76人	1,520人日	77人	1,540人日	77人	1,540人日
	実績値	83人	1,550人日	88人	1,678人日	90人	1,739人日
知的障がい	計画値	182人	3,640人日	185人	3,700人日	188人	3,760人日
	実績値	185人	3,818人日	188人	3,850人日	189人	3,945人日
精神障がい	計画値	4人	60人日	4人	60人日	4人	60人日
	実績値	4人	50人日	4人	54人日	5人	72人日
合計	計画値	262人	5,220人日	266人	5,300人日	269人	5,360人日
	実績値	272人	5,418人日	280人	5,582人日	284人	5,756人日

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(月あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	94人	1,805人日	97人	1,862人日	101人	1,939人日
知的障がい	計画値	191人	3,954人日	193人	3,995人日	195人	4,037人日
精神障がい	計画値	6人	84人日	6人	84人日	7人	98人日
合計	計画値	291人	5,843人日	296人	5,941人日	303人	6,074人日

(イ) 療養介護

サービス概要
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活上の支援を行います。

■前期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用者数	利用者数	利用者数
合計	計画値	20人	20人	20人
	実績値	21人	22人	24人

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数	利用者数	利用者数
合計	計画値	26人	27人	29人

(ウ) 自立訓練（機能訓練、生活訓練（宿泊型自立訓練を含む））

サービス概要	
<p>主に入所施設・病院を退所・退院した人が、地域生活への移行などを図るうえで自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</p>	

■前期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	2人	22人日	2人	22人日	2人	22人日
	実績値	1人	17人日	0人	0人日	0人	0人日
知的障がい	計画値	2人	40人日	2人	40人日	2人	40人日
	実績値	4人	60人日	4人	50人日	4人	71人日
精神障がい	計画値	18人	360人日	19人	380人日	19人	380人日
	実績値	7人	111人日	8人	132人日	13人	237人日
合計	計画値	22人	422人日	23人	442人日	23人	442人日
	実績値	12人	188人日	12人	182人日	17人	308人日

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(月あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	2人	34人日	2人	34人日	2人	34人日
知的障がい	計画値	4人	60人日	4人	60人日	4人	60人日
精神障がい	計画値	16人	282人日	19人	333人日	22人	384人日
合計	計画値	22人	376人日	25人	427人日	28人	478人日

(エ) 就労移行支援

サービス概要
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

■前期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	3人	45人日	3人	45人日	4人	60人日
	実績値	1人	18人日	1人	9人日	1人	16人日
知的障がい	計画値	17人	306人日	18人	324人日	19人	342人日
	実績値	10人	163人日	8人	132人日	6人	119人日
精神障がい	計画値	15人	225人日	19人	285人日	22人	330人日
	実績値	22人	317人日	25人	370人日	24人	369人日
合計	計画値	35人	576人日	40人	654人日	45人	732人日
	実績値	33人	498人日	34人	511人日	31人	504人日

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(月あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	1人	13人日	1人	13人日	1人	13人日
知的障がい	計画値	8人	143人日	8人	143人日	8人	143人日
精神障がい	計画値	25人	378人日	26人	393人日	27人	408人日
合計	計画値	34人	534人日	35人	549人日	36人	564人日

(オ) 就労継続支援（A型）

サービス概要	
<p>企業などに就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。</p>	

■前期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	19人	380人日	19人	380人日	19人	380人日
	実績値	21人	363人日	18人	330人日	18人	355人日
知的障がい	計画値	11人	220人日	11人	220人日	12人	240人日
	実績値	12人	228人日	14人	254人日	13人	247人日
精神障がい	計画値	37人	666人日	38人	684人日	40人	720人日
	実績値	31人	527人日	29人	509人日	28人	518人日
合計	計画値	67人	1,266人日	68人	1,284人日	71人	1,340人日
	実績値	64人	1,118人日	61人	1,093人日	59人	1,120人日

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(月あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	19人	361人日	19人	361人日	19人	361人日
知的障がい	計画値	14人	260人日	14人	260人日	15人	279人日
精神障がい	計画値	29人	522人日	29人	522人日	29人	522人日
合計	計画値	62人	1,143人日	62人	1,143人日	63人	1,162人日

(カ) 就労継続支援（B型）

サービス概要	
一般企業などでの就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。	

■前期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	21人	336人日	21人	336人日	21人	336人日
	実績値	25人	374人日	28人	421人日	34人	540人日
知的障がい	計画値	106人	2,014人日	109人	2,071人日	112人	2,128人日
	実績値	113人	2,082人日	122人	2,254人日	125人	2,370人日
精神障がい	計画値	46人	644人日	51人	714人日	56人	784人日
	実績値	71人	971人日	80人	1,127人日	87人	1,327人日
合計	計画値	173人	2,994人日	181人	3,121人日	189人	3,248人日
	実績値	209人	3,427人日	230人	3,802人日	246人	4,237人日

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(月あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	39人	597人日	43人	667人日	48人	736人日
知的障がい	計画値	131人	2,450人日	137人	2,562人日	143人	2,674人日
精神障がい	計画値	95人	1,397人日	103人	1,514人日	111人	1,632人日
合計	計画値	265人	4,444人日	283人	4,743人日	302人	5,042人日

(キ) 就労定着支援

サービス概要
就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う環境変化による生活面での課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたって行います。

■前期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
知的障がい	計画値	1人	3人	5人
	実績値	2人	6人	5人
精神障がい	計画値	1人	2人	4人
	実績値	2人	7人	6人
合計	計画値	2人	5人	9人
	実績値	4人	13人	11人

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	0人	0人	0人
知的障がい	計画値	7人	8人	10人
精神障がい	計画値	8人	10人	12人
合計	計画値	15人	18人	22人

④ 居住系サービス

(ア) 共同生活援助（グループホーム）

サービス概要	
主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴・排せつ及び食事などの介護、調理・洗濯及び掃除などの家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。	

■前期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	10人	10人	10人
	実績値	14人	18人	21人
知的障がい	計画値	95人	98人	101人
	実績値	92人	99人	98人
精神障がい	計画値	4人	4人	4人
	実績値	8人	12人	16人
合計	計画値	109人	112人	115人
	実績値	114人	129人	135人

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	25人	28人	32人
知的障がい	計画値	101人	104人	107人
精神障がい	計画値	20人	24人	28人
合計	計画値	146人	156人	167人

(イ) 施設入所支援

サービス概要
生活介護を受けている障がい支援区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練などを実施することが必要かつ効果的であると認められている人、通所によって訓練などを受けることが困難な人等を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■前期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	33人	33人	32人
	実績値	36人	35人	35人
知的障がい	計画値	68人	64人	61人
	実績値	67人	69人	67人
精神障がい	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	2人	2人
合計	計画値	101人	97人	93人
	実績値	103人	106人	104人

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	35人	35人	34人
知的障がい	計画値	67人	66人	66人
精神障がい	計画値	2人	2人	2人
合計	計画値	104人	103人	102人

(ウ) 自立生活援助

サービス概要	
障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活力向上の支援を行います。	

■前期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
知的障がい	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
精神障がい	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
合計	計画値	3人	3人	3人
	実績値	0人	0人	0人

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	1人	1人	1人
知的障がい	計画値	1人	1人	1人
精神障がい	計画値	1人	1人	1人
合計	計画値	3人	3人	3人

⑤ 計画相談

(ア) 計画相談支援

サービス概要	
障がい福祉サービスまたは相談支援事業を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い計画の見直しを行います。	

■前期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	28人	28人	28人
	実績値	35人	25人	25人
知的障がい	計画値	52人	54人	56人
	実績値	56人	61人	67人
精神障がい	計画値	37人	38人	40人
	実績値	40人	44人	48人
障がい児	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
合計	計画値	117人	120人	124人
	実績値	131人	130人	140人

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	28人	28人	28人
知的障がい	計画値	73人	78人	84人
精神障がい	計画値	52人	56人	60人
障がい児	計画値	0人	0人	0人
合計	計画値	153人	162人	172人

(イ) 地域移行支援

サービス概要
障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。

■前期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
知的障がい	計画値	1人	1人	1人
	実績値	1人	1人	0人
精神障がい	計画値	1人	1人	1人
	実績値	1人	1人	0人
合計	計画値	3人	3人	3人
	実績値	2人	2人	0人

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	1人	1人	1人
知的障がい	計画値	1人	1人	1人
精神障がい	計画値	1人	1人	1人
合計	計画値	3人	3人	3人

(ウ) 地域定着支援

サービス概要	
施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談を行います。	

■前期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
知的障がい	計画値	1人	1人	1人
	実績値	1人	1人	1人
精神障がい	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
合計	計画値	2人	2人	2人
	実績値	1人	1人	1人

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	0人	0人	0人
知的障がい	計画値	1人	1人	1人
精神障がい	計画値	1人	1人	1人
合計	計画値	2人	2人	2人

(2) 地域生活支援事業

① 必須事業

(ア) 相談支援事業等

サービスの種別		サービス概要
理解促進研修・啓発事業		地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業		障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
基幹相談支援センター		地域の相談支援の拠点として、障がいの種別を問わない総合的な相談業務および権利擁護に関する支援を実施し、地域の実情に応じた業務を行います。
相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。
	住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行います。
	障がい者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じて、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な支援を行います。
成年後見制度利用支援事業		知的障がい者や精神障がい者のうち、親族がいない人等に対して成年後見申立て手続きを支援するとともに、費用負担できない人に対しては費用の助成を行います。
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を実施します。

■前期計画の計画値と利用実績

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	
理解促進研修・啓発事業	実施有無	計画値	有	有	有	
		実績値	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施有無	計画値	有	有	有	
		実績値	有	有	有	
相談支援事業	基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	
		実績値	有	有	有	
	障がい者相談支援事業	箇所数	計画値	3か所	3か所	3か所
			実績値	3か所	5か所	5か所
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	計画値	有	有	有
			実績値	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施有無	計画値	—	—	—
			実績値	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	利用者数	計画値	2人	2人	2人	
		実績値	3人	2人	3人	
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	計画値	有	有	有	
		実績値	有	有	有	

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業	実施有無	計画値	有	有	有	
		実績値	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施有無	計画値	有	有	有	
		実績値	有	有	有	
相談支援事業	基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	
		実績値	有	有	有	
	障がい者相談支援事業	箇所数	計画値	5か所	5か所	5か所
			実績値	5か所	5か所	5か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	計画値	有	有	有	
		実績値	有	有	有	
住宅入居等支援事業	実施有無	計画値	有	有	有	
		実績値	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	利用者数	計画値	3人	3人	3人	
		実績値	3人	3人	3人	
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	計画値	有	有	有	
		実績値	有	有	有	

(イ) 意思疎通支援事業

●手話通訳者・要約筆記者派遣事業

サービスの種別	サービス概要
手話通訳者派遣事業	聴覚機能や音声・言語機能の障がいにより、意思の伝達に支援を必要とする人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
要約筆記者派遣事業	

■前期計画の計画値と利用実績

(年あたり)

実績値		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間
手話通訳者派遣事業	計画値	516件	681時間	519件	685時間	522件	690時間
	実績値	499件	719時間	518件	669時間	461件	597時間
要約筆記者派遣事業	計画値	11件	30時間	11件	30時間	11件	30時間
	実績値	16件	36時間	13件	48時間	12件	30時間

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(年あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間
手話通訳者派遣事業	計画値	509件	662時間	509件	662時間	509件	662時間
要約筆記者派遣事業	計画値	15件	56時間	15件	56時間	15件	56時間

●手話通訳者設置事業、手話奉仕員養成研修事業

サービスの種別	サービス概要
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進のため、手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を実施します。

■前期計画の計画値と利用実績

(年あたり)

			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者設置事業	設置者数	計画値	2人	2人	2人
		実績値	2人	2人	2人
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	計画値	25人	25人	25人
		実績値	33人	22人	—

※「手話奉仕員養成研修事業」は、新型コロナウイルスの影響により令和2年度は実施なし
 ※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(年あたり)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者設置事業	設置者数	計画値	2人	2人	2人
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	計画値	25人	25人	25人

(ウ) 日常生活用具給付等事業

サービス概要
日常生活の便宜を図るため、障がい者等に日常生活用具の給付を行います。

■前期計画の計画値と利用実績

(年間延件数)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	計画値	8件	8件	7件
	実績値	4件	6件	7件
自立生活支援用具	計画値	31件	31件	31件
	実績値	22件	19件	26件
在宅療養等支援用具	計画値	21件	21件	21件
	実績値	37件	22件	24件
情報・意思疎通支援用具	計画値	18件	18件	18件
	実績値	25件	22件	23件
排せつ管理支援用具	計画値	2,653件	2,639件	2,626件
	実績値	2,826件	2,703件	2,757件
住宅改修費	計画値	2件	2件	2件
	実績値	3件	1件	2件
合計	計画値	2,733件	2,719件	2,705件
	実績値	2,917件	2,773件	2,839件

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(年間延件数)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	計画値	8件	8件	8件
自立生活支援用具	計画値	25件	25件	25件
在宅療養等支援用具	計画値	28件	28件	28件
情報・意思疎通支援用具	計画値	23件	23件	23件
排せつ管理支援用具	計画値	2,762件	2,762件	2,762件
住宅改修費	計画値	3件	3件	3件
合計	計画値	2,849件	2,849件	2,849件

(エ) 移動支援事業

サービス概要	
社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。	

■前期計画の計画値と利用実績

(年あたり)

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	28人	3,935時間	27人	3,908時間	27人	3,888時間
	実績値	25人	3,268時間	24人	3,011時間	25人	2,666時間
知的障がい	計画値	154人	23,984時間	158人	24,685時間	163人	25,386時間
	実績値	141人	24,283時間	150人	25,546時間	146人	22,373時間
精神障がい	計画値	26人	2,481時間	27人	2,588時間	29人	2,695時間
	実績値	27人	3,651時間	31人	3,883時間	29人	3,508時間
障がい児	計画値	22人	2,150時間	22人	2,209時間	21人	2,239時間
	実績値	15人	1,829時間	13人	2,134時間	14人	1,929時間
合計	計画値	230人	32,550時間	234人	33,390時間	240人	34,208時間
	実績値	208人	33,030時間	218人	34,573時間	214人	30,476時間

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(年あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	25人	3,135時間	25人	3,135時間	25人	3,135時間
知的障がい	計画値	149人	25,375時間	151人	25,715時間	154人	26,226時間
精神障がい	計画値	30人	3,759時間	31人	3,884時間	32人	4,010時間
障がい児	計画値	14人	2,299時間	14人	2,299時間	14人	2,299時間
合計	計画値	218人	34,568時間	221人	35,033時間	225人	35,670時間

(オ) 地域活動支援センター事業

サービス概要
所定の施設において、障がい者に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

■前期計画の計画値と利用実績

	実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数
地域活動支援センター事業	計画値	2か所	30人	2か所	30人	2か所	30人
	実績値	2か所	30人	2か所	30人	2か所	30人

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

計画値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数
地域活動支援センター事業	計画値	2か所	30人	2か所	30人	2か所	30人

② 任意事業

(ア) 訪問入浴サービス

サービス概要	
自宅において家族等の支援を受けても入浴が困難な重度の身体障がい者等を対象に、移動入浴車で訪問して入浴の支援を行います。	

■前期計画の計画値と利用実績

(年あたり)

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		延べ人数	利用回数	延べ人数	利用回数	延べ人数	利用回数
訪問入浴サービス	計画値	48人	360回	48人	360回	48人	360回
	実績値	45人	313回	49人	316回	36人	244回

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(年あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		延べ人数	利用回数	延べ人数	利用回数	延べ人数	利用回数
訪問入浴サービス	計画値	47人	301回	47人	301回	47人	301回

(イ) 日中一時支援事業

サービス概要
日常生活を支援するため、障がい者の日中における活動の場を一時的に確保します。

■ 前期計画の計画値と利用実績

(年あたり)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		延べ利用日数	延べ利用日数	延べ利用日数
日中一時支援事業	計画値	380日	380日	380日
	実績値	325日	305日	302日

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■ 第6期計画の計画値

(年あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		延べ利用日数	延べ利用日数	延べ利用日数
日中一時支援事業	計画値	310日	310日	310日

3 障がい福祉サービスの提供体制等について

(1) 障がい福祉サービス

サービス種別によらず、介護従事者の人員確保は全ての障がい福祉サービスに共通した課題です。そのため、その提供に係る資格が共通している介護保険サービスの担当部署とも連携しながら、広報誌等により各種資格取得のための研修の周知を行います。

また、居宅介護や生活介護、短期入所等のサービスについては、これらに相当するサービスを提供している介護保険サービス事業者が、障害者総合支援法上の当該サービス提供に参入し易くなるしくみが平成30年4月に始まっています。このいわゆる「共生型サービス」を提供する事業者が増加することでも提供体制の確保に繋がることから、介護保険サービスに携わる方々への障がい福祉サービスの周知・理解の深長に努めます。なお、他のサービスについても、ニーズを見極めながら提供体制の整備に努めます。

一方、市民アンケートでは、サービスを利用するときに困ることとして、「どんなサービスがあるのか知らない」や「事業者情報が不十分」などの回答が多くあり、市の情報提供の課題が見えました。そのため、サービスを利用しやすい環境づくりに向けて、発達障がいや高次脳機能障がい、難病のある人を含め、障がい者への適切な制度周知や障がい者相談支援体制のさらなる向上を図ります。

(2) 地域生活支援事業

相談支援事業等については、障がい種別を問わず各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行うため基幹相談支援センターを設置しており、今後も市全体の障がい者相談支援体制の向上に向け、地域の相談支援事業者との連携や人材育成の支援に努めます。

また、意思疎通支援事業については、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人のコミュニケーションが円滑に図られるよう、大阪府とも連携しながら、市の登録手話通訳者・要約筆記者の育成・確保に努めます。

地域活動支援センター事業についても、社会との交流や居場所の確保等には欠かすことのできないものであり、日常生活用具給付等事業や移動支援事業等の他の地域生活支援事業と併せて、障がい者本人が自立した日常生活や社会生活を営むため、今後も安定的な提供体制を維持しながら、サービスの周知や必要に応じた見直しを行うなどして利用の促進を図ります。

第5章 第2期障がい児福祉計画

1 計画の目標と実現に向けた取り組み

障がい児支援の提供体制の整備に向け、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方に基づいて、令和5年度を目標年度として、次のとおり目標を設定します。

なお、障がい児支援の体制について検討するに当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく様々な子育て支援施策の提供体制とも密接に関わることから、「富田林市子ども・子育て支援事業計画」等とも連携を図ります。

【表 子どもの障がい者手帳所持状況の推計(各年度末時点)】

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人口	うち障がい者手帳所持者	人口	うち障がい者手帳所持者	人口	うち障がい者手帳所持者
0～5歳 (就学前児童)	4,183人	52人	4,057人	51人	3,920人	48人
6～11歳 (小学生児童)	5,134人	165人	5,031人	161人	4,896人	157人
12～14歳 (中学生)	2,731人	118人	2,713人	118人	2,680人	116人
15～17歳 (高校生)	3,016人	116人	2,946人	114人	2,900人	112人
合計	15,064人	451人	14,747人	444人	14,396人	433人

※第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画における子どもの推計人口、及び令和2年11月1日時点の各障がい者手帳の所持者数等を基に算出しています。なお、障がい者手帳所持者数は、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳の所持者数の合計です。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

① 前期(第1期)計画の現状

前期計画では、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方により、「令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置すること」、「令和2年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること」という目標が示されていました。

本市では計画開始時点において、すでに児童発達支援センターは南河内南圏域として1箇所(2事業所)設置済み、保育所等訪問支援についても利用できる体制にあり、現在でも変わっていません。

② 第2期（令和5年度末時点）計画の成果目標

項目	国の基本指針	大阪府の基本的な考え方
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置し、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。	国の基本指針に沿った目標設定とし、児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援の利用に向けた体制を構築する。
保育等訪問支援の充実		

* 児童発達支援センター

主に未就学の障がいのある子ども等に対し、個々の障がいの状態及び発達の過程・特性等に応じた発達支援を行うほか、地域における中核的な支援機関として、地域の保育所等に対して専門的な知識・技術に基づく支援を行うなどする。

【成果目標】

	令和元年度末	令和5年度末
	実績	目標
児童発達支援センターの設置	設置済み	2箇所
保育等訪問支援の充実	体制構築済み	5箇所

目標実現に向けた取り組み

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）に向けて、地域の中核的な障がい児支援施設である児童発達支援センターについては設置の継続に努めるとともに、ニーズを見極めながら実施体制を検討します。また、保育所等訪問支援については、児童発達支援センターの他に市内3事業所（令和2年11月時点）により提供されている状況ですが、今後も支援体制の継続・充実に努めます。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

① 前期（第1期）計画の現状

前期計画では、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方により、「令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保すること」という目標が示されてきました。

本市では計画開始時点において、すでに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がそれぞれ1事業所ずつ所在しており、令和2年4月現在では児童発達支援事業所が1事業所、放課後等デイサービス事業所が2事業所となっています。

② 第2期（令和5年度末時点）計画の成果目標

項目	国の基本指針	大阪府の基本的な考え方
主に重症心身障がい児*を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保すること。	国の基本指針に沿って、市の対象児童数に応じた事業所数を目標に設定すること。

* 重症心身障がい児
 重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい児

【成果目標】

	令和元年度末	令和5年度末
	実績	目標
児童発達支援事業所数	1箇所	1箇所
放課後等デイサービス事業所数	2箇所	2箇所

目標実現に向けた取り組み

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、今後も支援体制の継続に向け、ニーズやサービス提供事業所の状況把握に努めます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

① 前期（第1期）計画の現状

前期計画では、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方により、「平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けること」という目標が示されていました。

本市では計画開始時点において、当該協議の場は設置されていたため、医療的ケア児等コーディネーターの協議の場への参加を目標に掲げていましたが、令和元年10月よりその参加の下での協議が行われています。

② 第2期（令和5年度末時点）計画の成果目標

項目	国の基本指針	大阪府の基本的な考え方
医療的ケア児*支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和5年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。	国の基本指針に沿った目標設定とし、協議の場に医療的ケア児等コーディネーターを、少なくとも福祉関係1名、医療関係1名を地域の実情に応じて配置すること。

* 医療的ケア児

日常生活において、経管栄養やたんの吸引等の医療的な生活援助行為を要する児童

【成果目標】

		令和元年度末	令和5年度末
		実績	目標
医療的ケア児 コーディネーター 配置人数	福祉関係	1人	1人
	医療関係	0人	1人

目標実現に向けた取り組み

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場である地域自立支援協議会（重症心身障がい児者ケアシステム部会）における医療関係のコーディネーターの配置と併せて、福祉関係のコーディネーターについても引き続き人材の確保に努めるなどして、総合的かつ包括的な支援体制の構築を図ります。

2 障がい児通所支援等の計画値

障がい児通所支援等の計画値については、近年の利用状況に加えて、新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響なども踏まえながら、計画期間における需要量を見込んでいます。

① 障がい児通所支援

主な対象者	サービス概要
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、医療、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学齢期の障がい児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の心身障がい児等であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

■前期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

実績値		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援	計画値	95人	950人日	105人	1,050人日	115人	1,150人日
	実績値	120人	1,044人日	148人	1,209人日	126人	1,034人日
医療型児童発達支援	計画値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
	実績値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
放課後等デイサービス	計画値	190人	2,660人日	214人	2,996人日	235人	3,290人日
	実績値	235人	2,924人日	264人	3,287人日	278人	3,533人日
保育所等訪問支援	計画値	7人	—	7人	—	6人	—
	実績値	17人	—	30人	—	26人	—
居宅訪問型児童発達支援	計画値	—	1回	—	1回	—	1回
	実績値	—	0回	—	0回	—	0回

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第2期計画の計画値

(月あたり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援	計画値	192人	1,574人日	216人	1,771人日	240人	1,968人日
医療型児童発達支援	計画値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
放課後等デイサービス	計画値	300人	3,780人日	322人	4,057人日	344人	4,334人日
保育所等訪問支援	計画値	31人	34回	36人	40回	41人	45回
居宅訪問型児童発達支援	計画値	1人	1回	1人	1回	1人	1回

② 障がい児相談支援

主な対象者	サービス概要
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する際に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い計画の見直しを行います。

■前期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
障がい児相談支援	計画値	22人	25人	27人
	実績値	33人	32人	33人

※令和2年度は、7月までの実績による見込み値

■第6期計画の計画値

(月あたり)

実績値		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	計画値	33人	33人	33人

3 障がい児通所支援等の提供体制等について

近年の障がい児通所支援の利用実績を見ても、療育支援の需要、とりわけ早期療育に対する需要の高まりは明らかです。障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）に向けては、障がい者理解の促進もさることながら、特に早期療育が求められる難聴児なども含め、まずはこれらの需要を的確に捕捉することが重要となるため、関係機関との連携や相談支援体制の強化等に努めるとともに、学校等への障がい児通所支援の制度理解の促進等により、円滑に適切なサービスが利用できるよう支援します。また、障がい児相談支援事業所や子ども家庭センターを始めとする市と関係機関の連携、関係機関どうしの連携を直接的・間接的に深めていくことで、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

第6章 計画の推進

1 国・大阪府・近隣市町村との連携

本計画の推進に当たっては、今後予定されている制度改革に的確に対応していくことも必要となるため、国や大阪府の動向の把握を行うとともに、必要に応じた連携・協力を努めます。また、各施策について、近隣の市町村との連携を行うことで、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、積極的に連携を図りながら、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

2 関係団体・市民・事業者との連携

本計画に係る施策等の円滑な推進のためには、市民、ボランティア、関係団体および事業者の連携・協力が不可欠であり、これは障がい者（児）虐待の未然防止・早期発見や障がい者差別の解消の観点からも重要となります。そのため、関係団体等の声に耳を傾け、その活動支援や障がい者団体と行政とのさらなる協力体制の構築、並びに市職員を派遣して各種制度等の説明を行う出前講座や障がい者週間等による障がい者理解の促進に努めます。

また、多様化・複雑化する障がい者ニーズに対応するため、本市基幹相談支援センター、及び障がい者や医療・教育関係者、学識経験者等により構成される富田林市障がい者地域自立支援協議会が連携し、介護従事者等の育成および技術の向上を推進します。

3 障がい者虐待の防止

障がい者が地域で安心して生活していくためには、虐待によってサービス利用や意思決定において制約を受けてはなりません。そのため、市障がい者虐待防止センターが中心となり、虐待通報を確実に受ける体制の下に安全確保に努めます。また、これまでの事例での効果的な対応の情報収集や、要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携、さらに必要に応じて相談支援専門員やサービス管理責任者等の協力を得るなどしながら虐待の未然防止、早期発見を行い、早く安心して過ごすことのできる日常生活を取り戻すことができるよう様々な支援等を行います。

4 点検及び評価の考え方

本計画の推進にあたっては、その効果的な推進を図るため、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4段階、いわゆるPDCAサイクルを用いた進捗管理を行います。その中では、計画期間中の各年度における目標値の達成状況について、定期的に富田林市障がい者施策推進協議会に報告し、成果目標・活動指標について検証を行うなど、客観的な評価や意見を踏まえることとします。

資料編